

(別紙 8)

本件特許権 4 関係の請求に関する事実及び理由

第 1 前提事実 (争いのない事実及び弁論の全趣旨より容易に認定できる事実)

5 1 本件特許権 4

原告パナソニックは、以下の特許権 (本件特許権 4) を有する。

特許番号 特許第 5492344 号

発明の名称 光源ユニット及び照明器具

出願日 平成 25 年 11 月 15 日

10 分割の表示 特願 2012-225953 号 (以下「本件原出願」という。) の分割

原出願日 平成 24 年 10 月 11 日

登録日 平成 26 年 3 月 7 日

特許請求の範囲 別添特許公報 (甲 4 の 2) の特許請求の範囲請求項 1 及び 5 に
各記載のとおり (以下、各記載の発明をそれぞれ「本件発明 4-1」及び「本件発
15 明 4-5」といい、これらを併せて「本件各発明 4」という。また、本件特許 4 に
係る願書に添付した明細書及び図面を「本件明細書 4」という。)

2 構成要件の分説

本件各発明 4 をそれぞれ構成要件に分説すると、本件発明 4-1 は、別添「特許
権 4 充足論一覧表」の「本件発明 4-1」の「4-1A」～「4-1H」の各欄に、本件発
20 明 4-5 は、同一一覧表の「本件発明 4-5」の「4-5A」～「4-5J」の各欄に、それ
ぞれ記載のとおりである。

3 被告の行為

(1) 被告は、業として、遅くとも平成 26 年 3 月 1 日から、被告製品 6 の製造、
販売又は販売の申出をそれぞれ開始した。

25 被告製品 6 について、別紙 2 物件目録記載の器具本体の型番、適合ユニットの型
番及び製品の形 (型) の対応関係は、別添「特許権 4 充足論一覧表」の「被告製品

6」の各欄記載のとおりである。また、被告製品6の各型番のカバー部材の形状には、別の配光制御機能のあるカバー部材を備える製品（以下「オプティカルタイプ」という。）もあるところ、該当する製品は、同一一覧表の「被告製品6」の「オプティカルタイプ」欄記載のとおりである。

5 (2) 被告製品6の構成

別添「被告製品6の各構成（原告パナソニックの主張）」記載の被告製品6の各構成につき、オプティカルタイプ並びにトラフ形及びウォールウォッシャー形（以下「トラフ形等」という。）を除く被告製品6に関しては、構成4-1a～e及びh並びに構成4-5a～h及びjについて、当事者間に争いがない。オプティカルタイプは
10 構成4-1c及び4-5hについて、トラフ形等は構成4-1g, 4-5d, e, g及びiについて、それぞれ争いがある。

4 構成要件の充足

被告製品6について、別添「特許権4充足論一覧表」の各構成要件欄に「○」が付されている本件各発明4の各構成要件を充足することは争いがない。構成要件の
15 充足につき争いがあるのは、同一一覧表に「争」の記載がある部分である。

5 争点

(1) 本件特許権4関係の請求に固有の争点

ア 構成要件の充足性

(ｱ) 被告製品6全般について

20 構成要件4-1F, G及び4-5Iの充足性－「延出部」の意義（争点1）

(ｲ) オプティカルタイプについて

構成要件4-1C及び4-5Hの充足性－「拡散性」の有無（争点2）

(ｳ) トラフ形等について

構成要件4-1G, 4-5D, E, G及びIの充足性－「収容凹部」及び「矩形の収容凹
25 部」の意義（争点3）

イ 無効理由の有無

(ア) 無効理由 1 (乙 6 発明を主引用例とする進歩性欠如) の有無 (争点 4)

(イ) 無効理由 2 (乙 1 5 1 発明を引用例とする新規性欠如) の有無 (争点 5)

(ウ) 無効理由 3 (乙 1 5 2 発明を主引用例とする進歩性欠如) の有無 (争点 6)

(エ) 無効理由 4 (ワイドキャッツアイ発明を主引用例とする進歩性欠如) の有無
5 (争点 7)

ウ 間接侵害の成否 (争点 8)

(2) 本件特許権 2, 3, 6 及び 7 関係の請求と共通の争点
損害額 (争点 9)

第 2 争点に関する当事者の主張

10 1 構成要件 4-1F, G 及び 4-5I の充足性ー「延出部」の意義 (争点 1)
(原告パナソニックの主張)

(1) 「延出部」 (構成要件 4-1F, G 及び 4-5I) の意義

ア 延出部はカバー部材の一部であれば足りること

(ア) 「延出部」 (構成要件 4-1F, G 及び 4-5I) は、以下のとおり、LED 基板を覆
15 うカバー部材そのものとして、カバー部材の両端において、一対の突壁部が並ぶ方
向における突壁部よりも外側に延出した部分である。

(イ) 特許請求の範囲の記載によれば、構成要件 4-1E 及び F の主語は、「前記カバ
一部材」であり、そのカバー部材の構成 (客体) として、「前記取付部材に取り付
けられる一対の突壁部」 (構成要件 4-1E) と、「前記一対の突壁部の各々に対して
20 前記一対の突壁部が並ぶ方向における前記突壁部よりも外側に延出する一対の延出
部」 (同 4-1F) とが併記されている。また、構成要件 4-1G においては、「カバー
部材」自体の特徴的構成として、「收容凹部の開口端縁と重なる「延出部」」が記
述されており、この記載からも、「延出部」がカバー部材の別物品として特定され
ていないことが理解される。「…部」という表現も、一般的に、別の物品を指すと
25 いう解釈は考えられない。その他クレーム上「延出部」が別物品であると限定する
ような記載はない。

また、構成要件 4-5I については、「延出部」の用語は本件各発明 4 の各請求項において使用されているところ、特許法施行規則において、特許請求の範囲に関し、用語は明細書及び特許請求の範囲全体を通じて統一して使用するとされていることからすると、本件発明 4－5 における「延出部」も、本件発明 4－1 における延出
5 部と同一の意味と解釈すれば足りる。

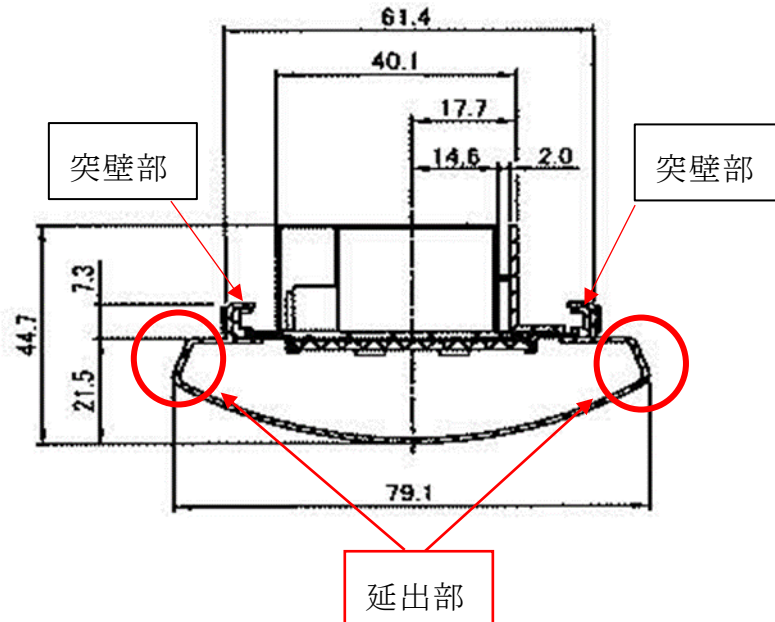
(ウ) 本件明細書 4 においても、カバー部材は一对の突壁部及び「延出部」を有するとされている。また、「延出部」はカバー部材の「両端部」に設けられるものと記載されているところ、これは、延出部がカバー部材の内部において割り当てられる位置を説明するものである。さらに、発明の効果につき、「延出部」が収容凹部の開口端縁と重なることにより「カバー部材と収容凹部との間に隙間が生じない」
10 とされているところ、「延出部」がカバー部材と区別されるものであれば、「延出部」と器具本体の収容凹部の間に隙間が生じない」と特定されているはずである。このように、本件明細書 4 において、「延出部」は、カバー部材そのものとして捉えられている。

15 イ 出願経過禁反言に反する事情はないこと

原告パナソニックは、本件特許権 4 の出願審査での手続補正の際に提出した意見書において、「延出部」及びカバー部材を特定の形状に限定したことはなく、「カバー部材」の形状から、カバー部材が一对の突壁部相当部から膨らみ出ている形状（以下「膨出した形状」という。）を除外したこともない。

20 なお、以下の図のとおり、被告製品 6 のカバー部材の延出部は、カバー部材の一对の突壁部から水平方向に直線に延ばされたものであり、そもそも「膨出した形状」ではない。

RAD564N2（被告製品 6-3）



(2) 構成要件の充足性

被告製品 6 は、上記図の製品をはじめ、いずれのタイプのカバー部材であっても、LED 基板を覆うカバー部材そのものとして、カバー部材の両端において、一対の突壁部が並ぶ方向における突壁部よりも外側に延出した部分すなわち「延出部」を有する。また、被告製品 6 では、いずれも、この延出部に相当する構成により、收容凹部の開口端縁と隙間が生じないようにカバー部材が重なっている。

したがって、被告製品 6 の構成 4-1f 及び g は構成要件 4-1F 及び G を、構成 4-5i は構成要件 4-5I を、それぞれ充足する。

(3) 作用効果を奏すること

本件各発明 4 の作用効果は、延出部の存在により、「光源ユニットを点灯させた際にスジ状に暗くなることがなく、点灯時における見栄えを向上すること」にあり、一般的な使用方法を前提として、スジ状の暗さが生じるか否かが検証される必要がある。しかし、被告が行った実験（以下「被告実験」という。）は、照明器具の真下位置のみで測定を行っており、それ以外に一般的な使用者が照明器具を観察する

であろう位置からの測定を行っていない。また、被告実験は、カバー部材の輝度を測定するだけであり、器具本体の收容凹部とカバー部材との間の隙間（左右方向の隙間）部分が使用者にどのように認識されるか、同部分にスジ状の暗さが生じるかが検証されていない。さらに、原告パナソニックの実験結果によれば、被告製品 6
5 について、器具本体の收容凹部とカバー部材との間に上下方向の隙間を生じさせた場合、同部分の左右方向の隙間にスジ状の暗さが生じることが確認された。

したがって、被告製品 6 のカバー部材の延出部は、本件各発明 4 の作用効果を奏する。

（被告の主張）

10 (1) 「延出部」（構成要件 4-1F, G 及び 4-5I）の意義

ア 特許請求の範囲及び本件明細書 4 の記載

(ア) 「延出」という用語は、特許分野においては、「伸び出ている部位」との意味を有していることから、「延出部」とは、「部材の一端から伸び出ている部分」を特定すべき用語と理解される。また、「延出部」との用語の多くは、板状又は線
15 状の部材を特定するために使用されるものであって、部材の端から形状を保って伸ばし出ている構成を特定する内容のものである。

このような通常の利用の意味からすると、本件各発明 4 の「延出部」とは、連続する部材の他の部位から区別できる部位であって、かつ、他の部材の端部から中実のまま伸び出た部位と把握できる構成のもので理解される。

20 (イ) 本件発明 4-1 では、まず構成要件 4-1C において「カバー部材」が「LED 基板を覆うように」これを内包する部材であることを特定した上で、構成要件 4-1F において、カバー部材は、「…前記一对の突壁部の各々に対して前記一对の突壁部が並ぶ方向における前記突壁部よりも外側に延出する一对の延出部とを有し」と特定する以上、「延出部」は、「LED 基板を覆う」部位ではないと区別されているも
25 のと理解されるのであって、突壁部を除き全て LED 基板を内包するカバー部材として一体となっているカバー部材には、本件各発明 4 の「延出部」は存在しない。

また、本件明細書 4 においても、「延出部」は、一貫して、「LED 基板を覆」い、これを内包するカバー部材と区別され、そのカバー部材の端部として伸ばし出された部位を「延出部」と説明している。

(ウ) 本件発明 4－5 においては、カバー部材に「突壁部」との特定がなく、「カバー部材は、…延出部が設けられている」とだけ特定されている（構成要件 4-5I）。
もつとも、「拡散性を有し且つ前記複数の LED を覆うようにして前記取付部材に取り付けられる」（同 4-5H）というカバー部材の技術的意義の特定は、実質的に本件発明 4－1 と同じである。また、本件発明 4－5 では、カバー部材に設けられた特定の部位としての「延出部」の存在を前提として、「延出部」につき、「前記器具本体の長手方向及び幅方向と直交する方向において前記収容凹部の開口端縁と隙間が生じないように重なる」（同 4-5I）と特定されている。この点で、本件発明 4－5 と本件発明 4－1 とで相違するところはない。

(エ) したがって、「延出部」は、複数の LED 基板を内包するため中空の構成となるカバー部材の他の部位から区別された部位であって、カバー部材の端部から伸び出された LED 基板を内包しない中実の構成である。

イ 出願経過禁反言

原告パナソニックは、本件特許権 4 の出願審査過程において、手続補正によって構成要件 4-1G を追加した際、本件各発明 4 における「延出部」の形状について、本件明細書 4 の図 1 及び 5 並びにこれを説明する記載を根拠として補正した。また、特開 2012-3993 号公報（以下「乙 6 文献」という。）の図 21 の発明につき、カバー部材の形状が「カバー部材を前面側に膨出させるように形成することで、前面側から見てカバー部材と器具本体の収容凹部とが重なるように構成された」ものであり、本件各発明 4 のカバー部材の「延出部」とは異なる旨を説明していた。

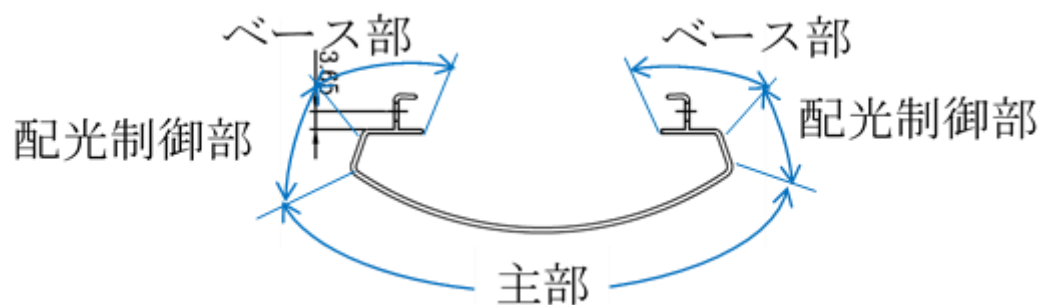
すなわち、原告パナソニックは、「延出部」の具体的構成を特定した本件各発明 4 の特徴として、「膨出させるように形成すること」と「延出部」とは異なるものとして、本件特許 4 の設定登録を得たものである。

しかるに、被告製品 6 のカバー部材は、前面側に膨出させるように形成された形状のものであり、LED からの直接光を受けることで、光源ユニットと器具本体との間の隙間を覆っているものである。

このような被告製品 6 のカバー部材について、原告パナソニックが、「延出部」があるとして本件各発明 4 の技術的範囲に属すると主張することは、出願経過禁反言に当たり許されない。

(2) 構成要件の非充足

被告製品 6 のカバー部材は、突壁部を除き、全て複数の LED 基板を覆うようにして取付部材に取り付けられる中空の部位だけで構成され、カバー部材として一体となっており、本件各発明 4 の「延出部」というべき部位は設けられていない。あえて部位を特定すれば、「膨出部」における「ベース部」（下図参照）が收容凹部の開口端縁と隙間が生じないように重なっているだけである。



したがって、被告製品 6 は「延出部」を有さず、本件発明 4-1 の構成要件 4-1F 及び G 並びに本件発明 4-5 の構成要件 4-5I をいずれも充足しない。

(3) 作用効果の不奏功

本件各発明 4 は、「收容凹部の開口端縁と隙間が生じないように重なる」（構成要件 4-1G 及び 4-5I）という特定の形状の延出部を前提として、光源ユニットを点灯させた際にスジ状に暗くなることがなく、点灯時における見栄えを向上させるとの作用効果を奏し、課題を解決するものである。

しかし、被告実験のとおり、被告製品 6 のカバー部材は、点灯時にカバー部材自体に LED から直接光を受け明るく輝く膨出部が存在していることにより、下から

見上げたときに光源ユニットと器具本体との間の遊びの隙間によりスジ状に暗くなるという現象が発生しないため、本件各発明 4 のカバー部材が収容凹部の開口端縁と隙間が生じないように重なるとの構成による課題解決原理を利用していない。被告製品 6 について、光源ユニットと器具本体を離間させた場合に観察されるスジ状
5 の黒い部分は、カバー部材における突壁部の暗さであり、カバー部材と収容凹部との間の左右方向の隙間の暗さではない。

このように、被告製品 6 は本件各発明 4 の作用効果を奏しないところ、これは、本件各発明 4 の課題解決原理ではなく、乙 6 文献記載の原理を採用したことによるものであって、本件各発明 4 の「延出部」を欠くことによるものである。

10 2 構成要件 4-1C 及び 4-5H の充足性－「拡散性」の有無（争点 2）
（原告パナソニックの主張）

（1）「拡散性を有し」（構成要件 4-1C 及び 4-5H）の意義

本件各発明 4 の各特許請求の範囲では、カバー部材の「拡散性」に関し、構成要件 4-1C 及び 4-5H に「拡散性を有し」との記載が存在するのみであり、カバー部材
15 の材質や加工等「拡散性」を定義付ける内容は限定されていない。そうすると、特許請求の範囲の記載からは、カバー部材の拡散性がカバーの原材料、カバー表面の加工その他いかなる手段等によってもたらされたかを問うことなく、当該カバーが「拡散性」を有していれば足りることとなる。

また、本件明細書 4 の記載によれば、本件各発明 4 の課題解決のための特徴的構成は、拡散性のあるカバーが器具本体の収容凹部との隙間を生じないように重なる
20 ことによって、光源ユニットを点灯させた際にスジ状に暗くなることを防止することにある。他方、「拡散」とは、「ひろがり散ること」を意味するところ、このような作用効果を奏するためには、カバー部材の材質、加工手段等を問わず、カバー部材が拡散性を有していれば足りる。

したがって、「拡散性を有」する（構成要件 4-1C 及び 4-5H）とは、当該カバー
25 が拡散性を有していれば足り、その拡散性が、カバーの原材料、カバー表面の加工

その他いかなる手段等によってもたらされるかは問題ではない。

(2) 構成要件の充足

被告製品 6 のうちオプティカルタイプのカバーは、乳白色のポリカーボネート製であり、かつ、面に凹凸を設けるプリズム形式により、LED 素子から発せられた
5 光を拡散させている。また、オプティカルタイプのカバー部材が面の凹凸によって光拡散性を有することは、当業者にとって周知の技術である。

また、仮に被告製品 6 のオプティカルタイプのカバーが透明であったとしても、作用効果に相違は生じない。

したがって、被告製品 6 のうちオプティカルタイプのカバー部材のものも、「拡
10 散性を有」しているといえることから、本件発明 4－1 の構成要件 4-1C 及び本件発明 4－5 の構成要件 4-5H をそれぞれ充足する。

(被告の主張)

(1) 「拡散性を有し」（構成要件 4-1C 及び 4-5H）の意義

光源ユニットを点灯させた際にスジ状に暗くならないという本件各発明 4
15 の作用効果を発生させるためには、カバー部材自体が一定の拡散性を有することが必要である。本件明細書 4 記載の実施例においても、材料として拡散性を有する材料が例に挙げられている。カバー部材に一定の拡散性がなく、透明なままであれば、カバー部材と収容凹部との間の隙間自体は視認できるままであり、一定以上に光の散乱を生じさせるだけ拡散性のあるカバー部材自体が輝くからこそ、本件各発明 4
20 の作用効果を生じる。このため、カバー部材が透明である場合は、本件各発明 4 の「拡散性を有」するカバー部材に該当しない。

(2) 構成要件の非充足

被告製品 6 のうちオプティカルタイプのものは、他の被告製品 6 のカバー部材と同様にポリカーボネート製であり、拡散材を一部使用しているものの、表面に凹凸
25 のあるプリズム形式で光を拡散させる透明で透光性のあるカバーである。拡散材を一部使用しているのは、透光性が高い透明なままでは、消灯時において内部の構造

を視認でき、見栄えがよくないことに対する工夫であり、点灯時に収容凹部とカバー部材との間の隙間が直接視認できる程度の透明性は維持されている。また、オプティカルタイプの表面に凹凸があるのは色むらを防ぐためであり、収容凹部とカバー部材との間の隙間による点灯時のスジ状の暗さを防ぐためではない。

5 さらに、拡散性のない透明なカバー部材の場合、周辺部分の暗さを認識し得ないのは、中心部分での輝度が強過ぎるため、点灯時においてそのまぶしさから周辺部分の暗さを認識し得ないのであって、本件各発明 4 の機序による作用効果ではない。

以上によれば、被告製品 6 のうちオプティカルタイプのものは、原告パナソニックが主張する構成 4-1c 及び 4-5h の「乳白色の」との部分「凹凸のあるプリズム
10 が設けられた背面が視認可能な透明の」との構成とすべきであり、かつ、透明なポリカーボネートは「光拡散性を有」するとはいえない。

したがって、被告製品 6 のうちオプティカルタイプのものは、本件発明 4-1 の構成要件 4-1C 及び本件発明 4-5 の構成要件 4-5H をいずれも充足しない。

3 構成要件 4-1G, 4-5D, E, G 及び I の充足性－「収容凹部」及び「矩形の収
15 容凹部」の意義（争点 3）

（原告パナソニックの主張）

(1) 「収容凹部」（構成要件 4-1G）及び「矩形の収容凹部」（構成要件 4-5D, E, G 及び I）の意義

ア 「凹」とは、「物の表面が部分的にくぼんでいること」を意味し、「凹まる」
20 （くぼまる）とは、「周囲が高く中央が低くなる」ことを、「凹む」（くぼむ）とは、「一部分が落ち込んで低くなる」ことを、それぞれ意味として持つ。ここでは、基準として他の場所を設定した上、その他の一部分のみが当該基準よりも低くなることを示している。

また、本件明細書 4 の記載によれば、「収容凹部 11」は、器具本体 1 にあって、
25 「天井材 100 と反対側（つまり下側）には光源ユニット 2 を収容するための矩形の収容凹部 11 が器具本体 1 の全長にわたって設けられている」などとあることから、

器具本体において、光源ユニットを収容する部分のみが、器具本体の高い部分と比較して低く凹型に形成されていることが理解される。

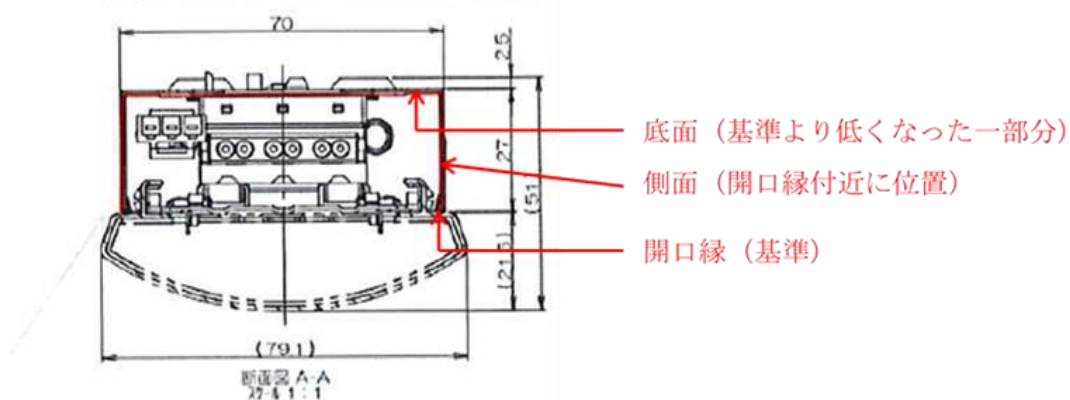
したがって、「収容凹部」（構成要件 4-1G, 4-5D, E, G, I）とは、器具本体における一定の基準となる部分（開口縁）と、同基準よりも低くなった一部分（底面）と、開口縁付近から底面に至る部分（側面）とで囲まれる領域（「くぼみ」）であ
5 と、開口縁付近から底面に至る部分（側面）とで囲まれる領域（「くぼみ」）であ
って、光源ユニットを収容するための部分を意味する。

イ 「矩形の」収容凹部は、「矩形」とは「直角四辺形。長方形。さしがた。」を意味することから、光源ユニットを配置（収容）するための「くぼみ」部分を有すると共に、その「くぼみ」部分の形状が直角四辺形であることを意味する。

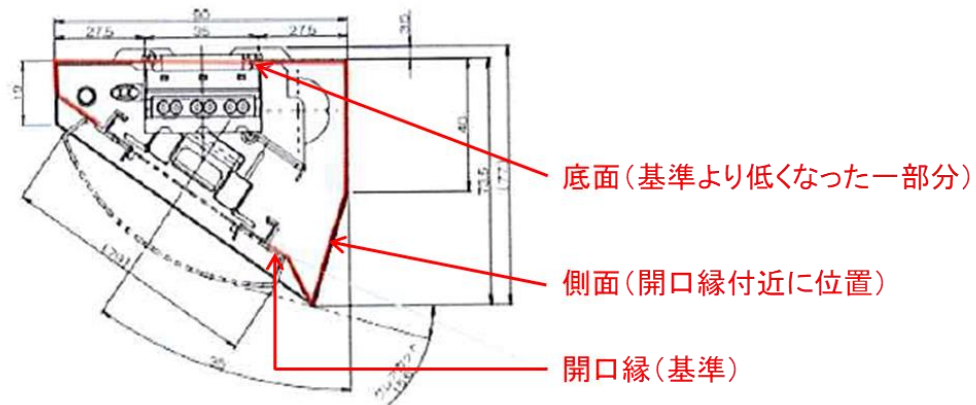
10 (2) 構成要件の充足性

被告製品 6 のうちトラフ形等のものは、いずれも、器具本体における一定の基準となる部分（開口縁）と、同基準よりも低くなった位置部分（底面）と、開口縁付近から底面に至る部分（側面）とで囲まれる領域（「くぼみ」）を備えると共に、その形状が直角四辺形であることから、「収容凹部」（構成要件 4-1G）及び「矩
15 形の収容凹部」（構成要件 4-5D, E, G 及び I）を充足する。

■トラフ形（トラス形は誤記）
＜被告製品6-1＞ ERK9560W



■ウォールウォッシャー形 ＜被告製品 6－6＞ERK9817W



(被告の主張)

(1) 「收容凹部」(構成要件 4-1G) 及び「矩形の收容凹部」(構成要件 4-5D, E, G 及び I) の意義

「收容凹部」は、構成要件 4-1G により「長尺状に形成された器具本体の一面に設けられた收容凹部」として特定されるものであり、かつ、本件発明 4－1 では、ここに「光源ユニットを收容した状態」の照明が問題とされる。したがって、「長尺状に形成された器具において、照明器具の長手方向に沿って伸びるカバー部材を支持する開口部」といった構成も、「收容凹部」(構成要件 4-1G) に相当する。

他方、構成要件 4-5D には、「前記器具本体の一面には、前記器具本体の長手方向に沿って矩形の收容凹部が設けられており」と特定されているところ、「矩形」とは、「直角四辺形。長方形。さしがた。」との意味であることと、上記特定からは、「矩形の收容凹部」とは、「收容凹部」の開口部分が長形状であることを意味するものと理解される。また、本件明細書 4 では、上下方向で見た場合の形状を「矩形」、その立体構成を「箱状」と表現することで、表記が一貫している。したがって、「矩形の收容凹部」とは、收容凹部の開口部分が長形状であることを意味すると解され、本件発明 4－1 の「收容凹部」と実質的に異なるところはない。

(2) 構成要件の非充足

「收容凹部」及び「矩形の收容凹部」の意義につき、原告パナソニックの主張のとおり解した場合、被告製品6のうちトラフ形等のものは、本件各発明4の「收容凹部」及び「矩形の收容凹部」の構成を備えているとはいえない。

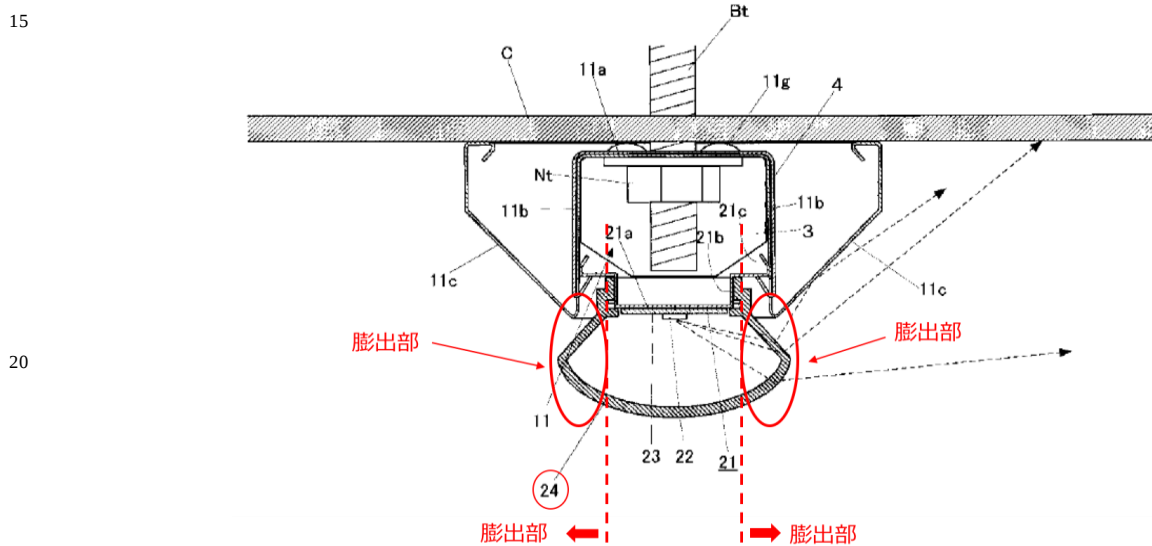
4 無効理由1（乙6発明を主引用例とする進歩性欠如）の有無（争点4）

5 （被告の主張）

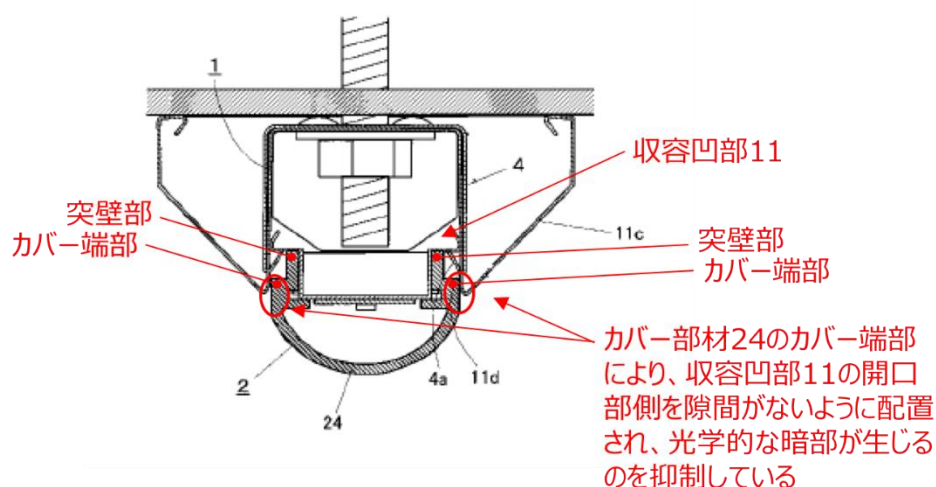
(1) 乙6発明の構成

ア 本件各発明4の「延出部」（構成要件4-1F、G及び4-5I）について原告主張のとおり解釈した場合、乙6文献の第3の実施形態に係る図21及び第6の実施形態に係る図26を含む明細書の記載によれば、同文献には、以下の発明（以下、前者の発明を「図21発明」、後者の発明を「図26発明」といい、また、これらを併せて「乙6発明」という。）が記載されている（なお、下図には必要に応じて加筆している。）。
10

【図21】



【図 26】



イ 図 21 発明

A'1-2 複数の LED22 が実装された LED 基板 23 と、

B'1-2 前記 LED 基板 23 が取り付けられる取付部材 21 と、

C'1-2 拡散性を有し且つ前記 LED 基板 23 を覆うようにして前記取付部材 21 に
取り付けられるカバー部材 24 とを備えた

D'1-2 光源部 2 であって、

E'1-2 前記カバー部材 24 は、前記取付部材 21 に取り付けられる突壁部と、

F'1-2 前記カバー部材は、前記一对の突壁部の各々に対して前記一对の突壁部
が並ぶ方向における前記突壁部よりも外側に延出する一对のカバー端部を含
む膨出部とを有し、

G'1-2 カバー部材 24 は、長尺状に形成された器具本体 1 の一面に設けられた収
容凹部 11 に光源部 2 を収容した状態では、器具本体 1 の長手方向及び幅方
向と直交する方向において一对のカバー部材 24 の膨出部の各々が収容凹部
11 の開口端縁と隙間が生じた状態で重なっている

H'1-2 光源部 2

ウ 図 26 発明

A'1-2～E'1-2 及び H'1-2 は図 21 発明と同じ。

F'1-1 前記カバー部材は、前記一对の突壁部の各々に対して前記一对の突壁部が並ぶ方向における前記突壁部よりも外側に延出する一对のカバー端部を有し、

5 G'1-1 カバー部材 24 は、長尺状に形成された器具本体 1 の一面に設けられた収容凹部 11 に光源部 2 を収容した状態では、器具本体 1 の幅方向（水平方向）において一对のカバー端部の各々が収容凹部 11 の開口端縁と隙間が生じないように配置されている

(2) 本件発明 4-1 と乙 6 発明との対比及び相違点

ア 対比及び相違点

10 本件発明 4-1 と乙 6 発明とを対比すると、本件発明 4-1 と図 21 発明の相違点は、本件発明 4-1 が、「前記器具本体の長手方向及び幅方向と直交する方向において前記一对の延出部の各々が前記収容凹部の開口端縁と隙間が生じないように重なっている」（構成要件 4-1G）のに対し、図 21 発明は、「カバー部材 24 は、長尺状に形成された器具本体 1 の一面に設けられた収容凹部 11 に光源部 2 を収容した状態では、器具本体 1 の長手方向及び幅方向と直交する方向において一对のカバー部材 24 の膨出部の各々が収容凹部 11 の開口端縁と隙間が生じた状態で重なっている」（構成 G'1-2）点である（以下「相違点 1-2」という。）。
15

また、本件発明 4-1 と図 26 発明の相違点は、本件発明 4-1 が、構成要件 4-1G において、「前記一对の延出部の各々」が「前記収容凹部」の外側にまで延出する構成であることを前提として、「前記収容凹部の開口端縁と隙間が生じないように」『上下方向で』「重なっている」のに対し、図 26 発明にあっては、「一对のカバー端部の各々」が「収容凹部」の内側まで延出する構成にとどまり、「前記収容凹部の開口端縁と」「隙間が生じないように」『水平方向で』「前記収容凹部の側壁と当接している」（構成 G'1-1）点である（以下「相違点 1-1」という。）。
20
25

イ 相違点の容易想到性

(7) 主引用例を図 26 発明，副引用例を図 21 発明とした場合（以下「無効理由 1－1」という。）

相違点 1－1 に係る図 26 発明の構成に，「膨出部」を設けることを意味する図 21 発明を適用することで，当業者は，本件発明 4－1 の構成を容易に想到できる。

5 また，図 21 発明において，カバー部材 24 を前面側へ膨出させるように形成し，側板部 11c の背面方向へ拡がる傾斜面より外側に突出する量を多くするように形成して膨出部を設ける（構成 F'1-2）意味が，カバー部材の膨出部分において拡散された光が側板部 11c や天井面 C に向かい，これらに照射されて照明の明るさ感を増すことを可能にする点にあることを踏まえると，図 26 発明に対し，図 21 発明の膨出
10 部を設け，その膨出する位置を側板部 11c 等にできる限り近づけ，カバー部材 24 の膨出部と収容凹部 11 の開口端縁との間に隙間が生じないように重なるように配置する，すなわち上下方向に隙間が生じないように重ねることについての動機付けがあるといえる。さらに，膨出部の膨出する位置を側壁部 11c に接する位置から膨出させるか，一定の隙間を設けるかは，本件発明 4－1 の課題解決に関連しない相違
15 点であるから，相違点 1－1 については，設計事項の論理付けで十分である。

したがって，本件発明 4－1 は，図 26 発明に図 21 発明を適用することにより，また，その適用にあたっての設計変更により，当業者が同一の発明に想到することが容易なものである。

(i) 主引用例を図 21 発明，副引用例を図 26 発明とした場合（以下「無効理由 1
20 －2」という。）

前記のとおり，本件発明 4－1 と図 21 発明とは，相違点 1－2 がある。

もともと，乙 6 文献には，図 26 発明につき，カバー部材 24 と収容凹部 11 との隙間による光学的な暗部という課題と，その解決手段として，カバー部材 24 のカバー端部が収容凹部 11 の側壁との間に隙間なく配置されるとの構成が明記されて
25 いる。そのため，相違点 1－2 に係る図 21 発明の構成に図 26 発明を適用し，図 21 発明の膨出部について，「前記器具本体の長手方向及び幅方向と直交する方向にお

いて前記一对の延出部の各々が前記收容凹部の開口端縁と隙間が生じないように重なっている」構成すなわち本件発明 4-1 の構成を想到することは、当業者にとって容易である。また、図 21 発明に図 26 発明を適用するにあたり、膨出部の膨出を開始する位置を変更する必要はなく、その他の膨出部の具体的形状等は、当業者が
5 技術常識に従って支障が生じない形状を適宜に選択すれば足りる。

(3) 本件発明 4-5 との関係

ア 本件発明 4-5 は、構成要件 4-5C において、「照明器具」（構成要件 4-5J）が「前記光源ユニットに対して点灯電力を供給する電源装置とを備え」と特定し、構成要件 4-5E において、「前記電源装置は、前記光源ユニットを前記器具本体に取り付けた状態において前記收容凹部内に配置され」と特定している。すなわち、
10 電源装置は、光源ユニット及び器具本体のいずれに備えられていてもよく、光源ユニットを器具本体に取り付けたときに器具本体の收容凹部に配置されることだけが発明特定事項になる。他方、乙 6 文献には、器具本体 1 の收容凹部 11 に点灯装置 3 が配置される発明が開示されていることから、電源装置の発明特定事項については、
15 新たな相違点は生じない。

また、本件発明 4-5 では、取付部材に関し、構成要件 4-5G において、本件発明 4-1 に規定された機能以外にも、「LED 基板を前記器具本体に取り付けるため」との特定が追加されているが、本件明細書 4 には具体的な取付方法等の記載がなく、構成要件 4-5G の「取付部材」は、カバー部材を介し器具本体と嵌合することで
20 れに取り付けられる構成を含む。

さらに、本件発明 4-5 は、「突壁部」という発明特定事項を有さず、「延出部」は、カバー部材の端部から伸び出された中実の部位であり、LED 基板を内包する他のカバー部材と異なる部位と理解されることから、本件発明 4-1 との関係で、突壁部と延出部とに相当する構成を分けて主張してきた点は、全て「延出部」と理解
25 すれば足りる。

イ 以上より、本件発明 4-1 に関する上記(1)及び(2)の主張は、本件発明 4-

5 においても当てはまる。

(4) 小括

5 以上のとおり，図 26 発明を主引用例とし，図 21 発明を副引用例とした場合でも，
また，図 21 発明を主引用例とし，図 26 発明を副引用例とした場合でも，当業者は，
本件各発明 4 と同一の発明に想到することが容易であるといえる。

そうすると，本件各発明 4 は，本件特許 4 の出願前に頒布された刊行物に記載された発明に基づき当業者が容易に発明をすることができたものであるから，これらの発明に係る本件特許 4 は，法 29 条 2 項に違反してされたものであり，特許無効審判により無効にされるべきものである（法 123 条 1 項 2 号）。そうである以上，
10 原告パナソニックは，被告に対し，本件特許権 4 を行使することができない（法 104 条の 3 第 1 項）。

（原告パナソニックの主張）

(1) 無効理由 1－1 について

ア 相違点

15 本件発明 4－1 と図 26 発明は，本件発明 4－1 がカバー部材と収容凹部の開口端縁との隙間の存在を前提としている（構成要件 4-1G）のに対し，図 26 発明は，カバー部材の幅方向の外面を収容凹部の内壁面に当接することによって，器具本体とカバー部材との隙間を生じさせないようにしている点と，本件発明 4－1 における「延出部」は，カバー部材と収容凹部の開口端縁との隙間を上下方向から重なる
20 ようにするものである（構成要件 4-1F）のに対し，図 26 発明では，収容凹部と開口端縁との隙間が存在しない以上，「延出部」が存在しない点が相違する。

イ 容易想到性がないこと

(ア) 主引用例としての適格性に欠けること

25 本件発明 4－1 は，カバー部材と器具本体の開口端縁との間に隙間が存在する構成を前提とし，照射空間側から照明器具を見た場合，同隙間部分がスジ状に暗くなるため見栄えが良くないという具体的課題が生じるところ，その解決方法を提供し

ている。

これに対し、図 26 発明では、器具本体の内壁面とカバー部材の幅方向の外面とを当接させるという方法によって器具本体とカバー部材との隙間を生じさせず、光学的な暗部が生じることを抑制している。そうすると、図 26 発明を出発点とした
5 場合、当業者は本件発明 4－1 の具体的課題に直面できず、同発明の技術的思想に至ることはない。

したがって、図 26 発明は、主引用例としての適格性に欠ける。同様の理由により、図 26 発明は、副引用例である図 21 発明との課題の共通性も存在しないから、図 26 発明に図 21 発明を適用する動機付けがない。

10 (イ) 図 21 発明の膨出部は前面側に向けられたものであること

乙 6 文献において、図 21 発明のカバー部材の膨出部は、前面側に膨出する旨が明記されており、幅方向に対して膨出するものではない。図 21 発明においては、あくまで前面側に膨出するからこそ、カバー部材に傾斜面が形成され、同傾斜面から外側に突出する光によって照明の明るさ感を増すことができるのである。

15 したがって、図 26 発明に図 21 発明を適用する動機付けは存在せず、また、仮に適用したとしても、本件発明 4－1 の構成に至ることはない。

(2) 無効理由 1－2 について

ア 相違点

本件発明 4－1 と図 21 発明の相違点が相違点 1－2 であることは認める。

20 イ 容易想到性がないこと

乙 6 文献において、カバー部材 24 に膨出部を設ける目的は、光の方向を変更し、側板部 11c や天井面 C への照射量を増やすことにあり、カバー部材と側板部 11c や天井面 C との間の距離の短縮を目的とするものではない。むしろ、膨出部を天井面 C に近づけると、側板部 11c や天井面 C への照射量が低減する。そうすると、側板部 11c や天井面 C への照射量の増大を意図する図 21 発明に対して図 26 発明を組み
25 合わせることに動機付けは存在せず、むしろ阻害事由がある。

また、図 21 発明に図 26 発明を適用しても、図 21 発明のカバー部材の外面を収容凹部に当接させるだけであって、「膨出部」が収容凹部の開口端縁との隙間を生じさせないように上下方向に隠して隙間を見えなくするという技術的思想に至ることはない。しかも、図 21 発明において、収容凹部 11 の開口部側を覆うように光源部 2 を配設しようとする、係止爪 4a を回避するために、カバー部材 24 の上端部の上限方向の長さを長くする必要があり、その結果、カバー部材 24 の膨出部が開始する位置も必然的に下側に位置することになり、同膨出部は収容凹部 11 の開口端縁から離れた位置とならざるを得ず、開口端縁との隙間が生じないように上下方向に隠して隙間を見えなくするという構成に至ることはあり得ない。

さらに、乙 6 文献には、図 26 発明に関し、係止部材 4 を解除する際には、収容凹部 11 の開口部側には隙間が存在しないことから、側板部 11c に形成された解除孔 11e にドライバー等の工具を挿入して係止部材 4 を解除するのが不可欠な操作となるとされている。しかるに、図 21 発明に図 26 発明を組み合わせると、膨出部の存在により解除孔に工具を挿入して解除することができず、図 26 発明の当初の目的を損なうことになる。したがって、図 21 発明に図 26 発明を組み合わせることは阻害事由がある。

以上より、図 21 発明に図 26 発明を適用することにより本件発明 4-1 に至ることは、当業者にとって容易に想到し得ない。

5 無効理由 2（乙 1 5 1 発明を引用例とする新規性欠如）の有無（争点 5）

20 （被告の主張）

(1) 国際公開第 2010/126083 号（以下「乙 1 5 1 文献」という。）に記載された第 6 の実施形態に係る発明（以下「乙 1 5 1 発明」という。）は、以下のとおり、本件各発明 4 の各構成要件に相当する構成を全て備えている。すなわち、本件各発明 4 は、いずれも本件特許 4 の出願前に公開された公報に記載された発明であるから、これらの発明に係る本件特許 4 は、法 2 9 条 1 項 3 号に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものであって（法 1 2 3 条 1 項 2 号）、

原告パナソニックは、被告に対し、本件特許権 4 を行使することはできない。

(2) 本件発明 4－1 との関係

ア 乙 1 5 1 文献の明細書の記載によれば、同文献には、以下の発明（乙 1 5 1 発明）が開示されている。

A'2 複数の LED 素子 1 が実装された基板 2 と、

B'2 前記基板 2 が取り付けられるベース部材 3 と、

C'2 拡散性を有し且つ前記基板 2 を覆うようにして前記ベース部材 3 に取り付けられるカバー部材 13 とを備えた

D'2 光源ユニットであって、

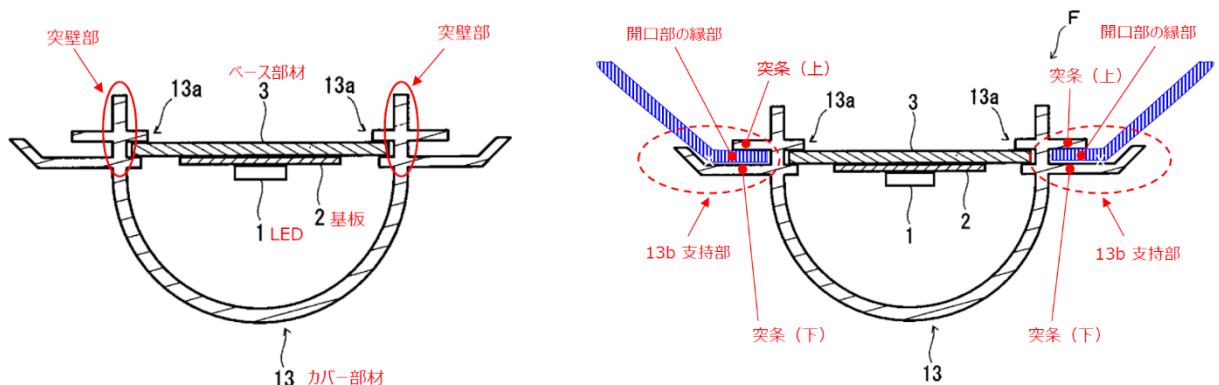
E'2 前記カバー部材 13 は、前記ベース部材 3 に取り付けられる一对の突壁部と、

F'2 前記一对の突壁部の各々に対して前記一对の突壁部が並ぶ方向における前記突壁部よりも外側に延出する一对の支持部 13b を有し、

G'2 前記カバー部材 13 は、長尺状に形成された器具本体の一面に設けられた開口部に前記カバー部材 13 を収容した状態では、前記器具本体の長手方向及び幅方向と直交する方向において前記一对の支持部 13b の各々が前記開口部の縁部と隙間が生じないように重なっている

H'2 光源ユニット。

【図 9 に必要に応じて加筆したもの】



イ 補足説明

(ア) 「光源ユニット」

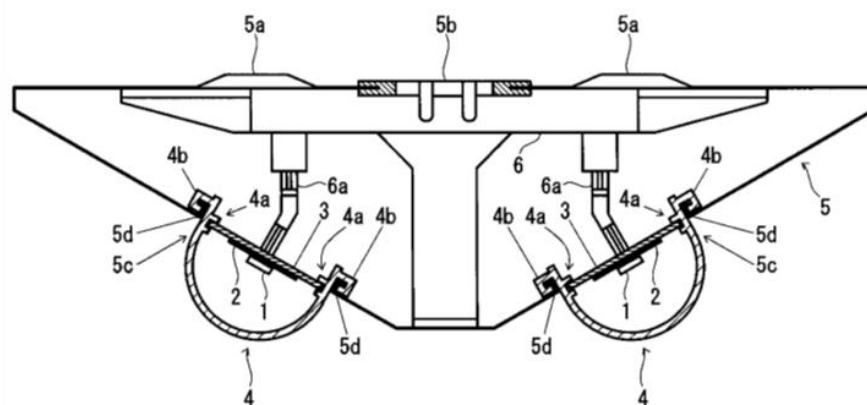
乙 1 5 1 発明は、カバー部材 13 において、LED 素子 1、基板 2 及びベース部材 3 が保持されて一体的に構成され、これらが器具に支持されて照明装置を構成するものであると理解できる。このため、カバー部材 13 は、器具から区別された構成部分として把握される。したがって、LED 素子 1、基板 2、ベース部材 3 及びカバー部材 13 の構成部分は、本件発明 4-1 の構成要件 4-1D 及び H の「光源ユニット」に相当する。

(イ) 「延出部」

乙 1 5 1 発明の「支持部 13b」（構成 F'2）は、カバー部材 13 の一部であり、その周方向両端から長手方向に沿って延びる突条である。このため、支持部 13b は、カバー部材 13 の周方向両端から伸び出された部位として、本件発明 4-1 の「延出部」（構成要件 4-1F 及び G）に相当する。

(ウ) 「収容凹部」

【図 3】



「収容」とは、「人や物品を一定の場所におさめ入れること」などと定義される
ところ、乙 1 5 1 発明の長尺方向に沿って設けられた「開口部」は、光源ユニット
に相当する LED 素子、基板、ベース部材及びこれらを一つにとりまとめて保持し、

器具と区別されたコンポーネントとして把握されるカバー部材を一定の場所に収め入れている。

また、「凹部」の「凹」は「物の表面が部分的にくぼんでいること。くぼみ。」と定義される。乙 1 5 1 発明は、乙 1 5 1 文献の第 1 の実施形態と基本的な構成を
5 同じくするところ、第 1 の実施形態の「器具 5」は、主となる部分が板金などで構成され、板金を折り曲げ加工した内部は空洞である。また、上記図 3 のとおり、カバー部材 4 を支持する「開口部 5c」は、照明器具 A の長手方向に沿って延びる形状であり、同じく板金の折り曲げ加工によって照明器具 A の長手方向に沿って存在する空間であって、「器具 5」に光源ユニットである「カバー部材 4」（乙 1 5 1
10 発明のカバー部材 13 に相当）を収容するための空間である。

したがって、乙 1 5 1 発明の「開口部」は、全体で見れば、板金により形成されたくぼみであり、かつ、長尺方向に沿った空間が器具本体の正面視でその一部に形成されていることから、「凹部」と理解することができる。

以上より、「開口部 5c」及びこれを引用する乙 1 5 1 発明の「開口部」は、本件
15 発明 4-1 の「収容凹部」（構成要件 4-1G）に相当する部位である。

(エ) 「収容凹部の開口端縁の隙間」

乙 1 5 1 発明では、長尺状に形成された器具の一面に設けられた開口部内にカバー部材 13 を収容した状態で、器具の長手方向及び幅方向と直交する方向において
20 13b の下側の突条（下）の各々が開口部の縁部（収容凹部の開口端縁）と隙間が生じないように重なっている。

乙 1 5 1 発明においては、カバー部材 13 はスライド移動することから、「遊び」といえる隙間が存在すると考えられる。そもそも、本件発明 4-1 の特許請求の範囲の記載は、上下方向で「隙間が生じないように重な」る構成を特定しているので
25 あり、「器具本体とカバー部材との間の隙間」の存在は発明特定事項ではない。

ウ 以上によれば、乙 1 5 1 発明は、本件発明 4-1 の各構成要件に相当する構

成を全て備えることから、本件発明 4－1 と同一の発明である。

(3) 本件発明 4－5 との関係

ア 構成要件 4-5A～C, E 及び J

5 (ア) 本件発明 4－5 は、光源ユニット（構成要件 4-5B）に関する発明である本件発明 4－1 と異なり、発明特定事項として器具本体及び電源装置をもその構成として特定している（構成要件 4-5A, C, E 及び J）。

(イ) 乙 1 5 1 発明は、第 1 の実施形態と基本的構成を同じくし、同実施形態に関する説明と図面を引用しているところ、乙 1 5 1 文献では、第 1 の実施形態に係る照明装置について、前記図 3 のとおり、器具本体を「器具 5」とし、照明装置 A が、
10 LED 素子 1, 基板 2, ベース部材 3, カバー部材 4 及び電源ユニット 6 等を備えている旨記載されている。また、照明装置 A の構成を引用する乙 1 5 1 発明の照明装置 F の構成については、「器具」が図示されていないものの、開口部の縁部は、カバー部材 13 の支持部 13b に対して、支持部 13b の備える一対の長手方向に沿って延びる突条の間に嵌合する旨記載されている。

15 さらに、乙 1 5 1 文献では、電源ユニット 6 につき、ベース部材 3 の LED 素子 1 が実装されていない裏面に設けても構わないことが開示されており、同文献記載の第 1 の実施形態では、照明装置 A の長手方向に沿って延びる開口部（長方形として矩形）内に、光源ユニットに相当するカバー部材と共に、電源ユニット 6 が収容されている。

20 したがって、乙 1 5 1 発明は、本件発明 4－5 の「照明器具」（構成要件 4-5A, J）及び「電源装置」（同 4-5C, E）に相当する構成を有する。

イ 構成要件 4-5D

前記のとおり、乙 1 5 1 発明の「開口部」は収容凹部に相当する。

また、「矩形」とは、収容凹部の開口部分が長形状であることを意味するものと理解されるところ、乙 1 5 1 文献には、開口部 5c が照明器具 A の長手方向に沿って伸びる形状である旨が記載されていることから、開口部 5c の形状は長形状、
25

すなわち矩形である。

したがって、乙 1 5 1 発明の「開口部」は、本件発明 4－5 の「矩形の收容凹部」(構成要件 4-5D) に相当する。

ウ 構成要件 4-5F～H

5 乙 1 5 1 文献の記載によれば、乙 1 5 1 発明は、複数の「LED 素子 1」が実装された「基板 2」を保持する「ベース部材 3」があり、「ベース部材 3」が「カバー部材 13」の内側に装着されている。このうち「ベース部材 3」は、「カバー部材 13」を介して「基板 2」を「器具」に取り付ける構成である。また、「ベース部材 3」は、「カバー部材 4 の曲面部側を LED 素子 1 が指向するように、カバー部材 4 に
10 装着される」、すなわち複数の LED が前記收容凹部の外側を向くようにして「器具」に取り付ける構成である。

「カバー部材 13」は、拡散材入りのポリカーボネートで構成されており、照明装置 F の長手方向全域にわたって延びる樋形状のものと理解できることから、複数の「LED 素子 1」を覆うようにして「ベース部材 3」に取り付けられている。

15 本件発明 4－5 の構成要件 4-5G は、「前記複数の LED が前記收容凹部の外側を向くようにして前記 LED 基板を前記器具本体に取り付けるための取付部材と」と特定しているだけであるから、「取付部材」単独で「器具本体に取り付ける」構成を有する必要性はなく、他の部材と共に器具本体に取り付ける構成であっても差し支えない。

20 したがって、乙 1 5 1 発明は、本件発明 4－5 の構成要件 4-5F～H に相当する構成を有する。

エ 構成要件 4-5I

前記(2)と同様に、乙 1 5 1 発明は、本件発明 4－5 の構成要件 4-5I に相当する構成を有する。

25 オ 小括

以上によれば、乙 1 5 1 発明は、本件発明 4－5 の各構成要件に相当する構成を

全て備えることから、本件発明 4－5 と同一の発明である。

(原告パナソニックの主張)

(1) 乙 1 5 1 発明は、蛍光管の電極に対応する箇所には口金が設けられている関係上、長手方向に連ねて配置した場合には、口金の箇所の光量が低下して陰ができてしまうことや、天井からの落下の危険性という従来技術の課題に対し、乙 1 5 1 文献記載の構成を採用することにより、誤った器具での使用防止や軽量化による安全を確保すると共に、長手方向に複数照明器具を並べて配置した際に、シームレス化によって上記のような陰を作らないという作用効果を奏するものである。

したがって、乙 1 5 1 発明は、器具本体の開口端縁の上下方向の隙間の存在を前提としてその具体的課題を把握する本件各発明 4 とは全く異なる技術的思想に基づくものである。

(2) 相違点の存在

ア 「光源ユニット」の不存在（構成要件 4-1D, H, 4-5B）

(ア) 本件発明 4－1 の「光源ユニット」（構成要件 4-1D, H）は、特許請求の範囲記載のとおり、複数の LED が実装された LED 基板（同 4-1A）, LED 基板が取り付けられる取付部材（同 4-1B）及び取付部材に取り付けられるカバー部材（同 4-1C）から構成されるものである。本件発明 4－5 の「光源ユニット」（同 4-5B）も、複数の LED が実装された LED 基板（同 4-5F）, LED 基板を器具本体に取り付けるための取付部材（同 4-5G）及び取付部材に取り付けられるカバー部材（同 4-5H）が一体となり構成されるものである。

(イ) 乙 1 5 1 発明では、カバー部材 13 について、カバー部材 13 の支持部 13b が器具本体の縁部と嵌合することで器具本体に設置されるという取付方法が記載されているのみであって、LED 及び基板と一体として構成されているか否かは不明である。

また、本件発明 4－1 とは異なり、本件発明 4－5 において、取付部材は、LED 基板を器具本体に取り付けるための構成であることが特許請求の範囲の文言上明示

されている（構成要件 4-5G）。他方、乙 1 5 1 発明の「ベース部材 3」は、単に基板を保持するための部材であって、器具本体に取り付ける部材ではない。乙 1 5 1 発明は、カバー部材が直接器具本体に取り付けられた構成を有する。したがって、乙 1 5 1 発明は、本件発明 4－5 の構成要件 4-5G を充たさない。

5 このように、乙 1 5 1 発明は、カバー部材が LED 素子及び LED 基板と一体として構成されているかが不明であること、LED 基板を器具本体に取り付けるための取付部材に相当する部材がないことから、本件各発明 4 の「光源ユニット」に相当する構成を有しない。

イ 「収容凹部」及び「矩形の収容凹部」の不存在（構成要件 4-1G 及び 4-5D）

10 (ア) 「収容凹部」の不存在

本件各発明 4 に係る特許請求の範囲及び本件明細書 4 の記載において、「収容凹部」は、「長尺状に形成された器具本体の一面に設けられる」だけではなく、「光源ユニットを収容するもの」と規定されている。また、前記（3（原告パナソニックの主張）(1)ア）のとおり、「収容凹部」（構成要件 4-1G, 4-5D, E, G, I）とは、
15 器具本体における一定の基準となる部分（開口縁）と、同基準よりも低くなった一部分（底面）と、開口縁付近から底面に至る部分（側面）とで囲まれる領域（「くぼみ」）であって、光源ユニットを収容するための部分を意味する。

これに対し、乙 1 5 1 発明に引用される乙 1 5 1 文献の第 1 の実施形態において器具本体に設けられた空間は、板金が折り曲げ加工されたことにより生じているものであって、光源ユニットを「収容」するために設けられたものではない。また、
20 乙 1 5 1 発明の器具の「開口部」についても、単にカバー部材を取り付ける際にカバー部材を支持するだけであって、光源ユニットを「収容」するものではないし、凹状の空間を形成するための側壁部等は存在せず、中空の器具 5 の表面に単に穴（開口部 5c）を設けただけの構成であり、カバー部材が配置される部分において
25 「表面が部分的にくぼんでいる」箇所は存在しない。

したがって、乙 1 5 1 発明には「収容凹部」は存在しない。

(イ) 「矩形の収容凹部」の不存在

前記（３（原告パナソニックの主張）（１））のとおり、「矩形の収容凹部」とは、器具本体における一定の基準となる部分（開口縁）と、同基準よりも低くなった一部分（底面）と、開口縁付近から底面に至る部分（側面）とで囲まれる領域（「くぼみ」）であって、光源ユニットを収容するための部分の形状が直角四辺形であることを意味する。

他方、乙１５１発明においては、器具本体内の空間の開口部の形状は「矩形」に相当し得るものの、くぼみの基準となる器具本体の高い部分や、その基準を前提に一部低くなり落ち込んでいる部分という意味での「凹」に相当する部分は存在しない。

したがって、乙１５１発明は、「矩形の収容凹部」（本件発明４－５の構成要件４-5D）の構成を有しない。

ウ 開口端縁の隙間及び延出部の不存在（構成要件４-1F, G, 4-5I）

本件各発明４は、器具本体の収容凹部に光源ユニットを収容した際、カバー部材と収容凹部との間に隙間が生じることを前提に、延出部が上下方向において収容凹部の開口端縁と重なり、結果として外観上隙間が生じないことになる点に技術的意義を有する。カバー部材と器具本体の収容凹部の開口端縁との間に隙間が存在しない場合、「延出部」が「重なる」対象も存在しないことから、本件各発明４の特許請求の範囲の文言と合わせ、カバー部材と器具本体の収容凹部の開口端縁との間に隙間が生じていることは発明の特定事項であるといえる。

これに対し、乙１５１発明にはそもそも収容凹部が存在しないことから、本件各発明４における「収容凹部の開口端縁と」の「隙間」が生じることはない。また、乙１５１発明は、カバー部材を直接器具本体に取り付ける構造となっており、本件各発明４のように「光源ユニット」を器具本体の収容凹部に取り付ける構成ではないため、この点からも、カバー部材と器具本体の「収容凹部」との間に「隙間」が生じるものではない。

また、このような隙間が生じない以上、これを前提とする「延出部」の構成も存在しない。

したがって、乙 1 5 1 発明は、「収容凹部の開口端縁と」の「隙間」及び「延出部」の構成を有しない。

5 6 無効理由 3（乙 1 5 2 発明を主引用例とする進歩性欠如）の有無（争点 6）
（被告の主張）

（1）特開 2005-19299 号公報（以下「乙 1 5 2 文献」という。）記載の実施形態 1 に係る発明（以下「乙 1 5 2 発明」という。）は、以下のとおり、本件発明 4－1 の「カバー部材」（構成要件 4-1C）に相当する「蓋部 3」について、「拡散性を有」
10 するか否かが不明であることを除き、本件発明 4－1 の各構成要件に相当する構成を全て備えている。また、一定の拡散性を有するカバー部材の使用との特定事項は、乙 1 5 2 文献内の示唆とこれに動機付けられた周知技術の適用によって、当業者が容易に想到し得る。そうすると、本件発明 4－1 は、本件特許 4 の出願前に日本国内において頒布された刊行物に記載された発明に基づき当業者が容易に発明をする
15 ことができたものといえるから、上記発明に係る本件特許 4 は、法 2 9 条 2 項に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものである。したがって、原告パナソニックは、被告に対し、本件特許権 4 を行使することはできない。

（2）乙 1 5 2 発明の内容

20 ア 乙 1 5 2 文献の記載によれば、乙 1 5 2 発明は、以下の構成を備える。

A'3 複数の LED2 が実装された LED 基板 10 と、

B'3 前記 LED 基板 10 が取り付けられる絶縁板 13 と、

C'3 拡散性の有無・程度は不明であるが、前記 LED 基板 10 を覆うようにして
前記絶縁板 13 に取り付けられる蓋部 3 を備えた

25 D'3 光源ユニットであって、

E'3 前記蓋部 3 は、前記蓋部 3 の端部より下方に突出し、前記絶縁板 13 に取り

5

5

5

15

15



20

25

25

れている以上、絶縁板 13 は、「取付部材」に相当する。なお、「配設」とは、通常、それぞれの位置に設けるといった意味であり、その意味は「取り付け」と相違するものではない。

(イ) 蓋部 3 と「光源ユニット」について

5 乙 1 5 2 文献によれば、蓋部 3 は、LED 基板 10 を覆うようにして絶縁板 13 に取り付けられるものであり、かつ、多数の LED2 を実装する基板 10、絶縁板 13 及び蓋部 3 は一体の構成であり、これと区別される取付ベース 1 に取り付けられる。また、上記(ア)のとおり、絶縁板 13 は「取付部材」に相当する。したがって、乙 1 5 2 発明は、本件発明 4-1 の「光源ユニット」（構成要件 4-1D 及び H）に相当する蓋部 3 の構成を有する。

(ウ) 蓋部 3 の「突壁部」及び「延出部」について

上記(ア)のとおり、乙 1 5 2 発明の絶縁板 13 は、本件発明 4-1 の「取付部材」に相当する。また、乙 1 5 2 文献の記載によれば、乙 1 5 2 発明の蓋部 3 の幅方向のそれぞれの端部より下方向に突出した先端鍵状部位（突壁部）は、絶縁板 13 を保持し、これに取り付けられている。このため、乙 1 5 2 発明の突壁部は、本件発明 4-1 の「突壁部」（構成要件 4-1E）に相当する。

また、乙 1 5 2 文献の記載によれば、乙 1 5 2 発明の蓋部 3 は、一对の突壁部の各々に対して一对の突壁部が並ぶ方向における突壁部よりも外側に伸ばし出された一对の部位（延出部）を有する。この延出部は、本件発明 4-1 の「延出部」（構成要件 4-1F）に相当する。

(エ) 器具本体と蓋部 3 との間の「隙間」について

本件発明 4-1 の特許請求の範囲の記載において、「收容凹部の開口端縁の隙間」を構成要件に含む記載はなく、構成要件 4-1G において、「收容凹部の開口端縁と隙間が生じないように重なっている」との記載があるだけである。他方、乙 1 5 2 文献によれば、乙 1 5 2 発明においては、收容凹部の開口端縁と隙間が存在し、一对の延出部の各々が收容凹部の開口端縁と隙間が生じないように重なっている。

(3) 本件発明 4－1 と乙 1 5 2 発明との対比及び相違点

乙 1 5 2 発明の構成 A'3, B'3, E'3～H'3 は、本件発明 4－1 の構成要件 4-1A, B, E～H にそれぞれ相当する。本件発明 4－1 と乙 1 5 2 発明との相違点は、本件発明 4－1 の構成要件 4-1C の発明特定事項のうち、カバー部材の拡散性の有無と
5 程度のみである。

(4) 相違点の容易想到性

乙 1 5 2 文献には、LED を必要とする場所とそうでない場所において、蓋部 3 を透明なものと不透明なもの（内部が見えないようにするため）を使い分けることが記載されている。LED の照明を必要とする場所に取り付ける場合の蓋部 3 が「LED
10 非収納用蓋部 4」と比較して透明であることは、LED 照明器具の発光効率を高める目的によるものである。他方、消灯時において、LED を必要としない場所と同様に、内部空間を見えないようにすることは、見栄えをよくするための普遍的な課題であるところ、乙 1 5 2 文献においても、上記のとおり、「拡散性を有」する「蓋部 3」を適用することが示唆されている。また、LED 照明装置の分野では、一定の拡散性
15 のあるカバー部材を用いることは周知慣用技術であった。

したがって、本件発明 4－1 は、乙 1 5 2 発明に、乙 1 5 2 文献の示唆に基づき動機付けられる周知技術を組み合わせることによって、当業者が容易に想到できたものといえる。

(5) 本件発明 4－5 との関係

20 本件発明 4－5 は、本件発明 4－1 と異なり、構成要件 4-5C 及び E において電源装置に関する記載があるところ、乙 1 5 2 文献には、基板 10 の下部に LED2 を点灯させるための電気部品 11 が配設され、その下部には伝熱シート 12 が配設されている旨記載されている。乙 1 5 2 発明の「電気部品 11」及び「伝熱シート 12」は、構成要件 4-5C 及び E に相当する構成である。

25 また、乙 1 5 2 発明の絶縁板 13 は、蓋部 3 と共に基板 10 を取付ベース 1 に取り付けられている構成であるから、直接「取付ベース 1」と嵌合するものではなくとも、

本件発明 4－5 の構成要件 4-5G に相当する構成である。

そのほか、乙 1 5 2 発明と本件発明 4－5 との対比は、本件発明 4－1 との対比と同様である。したがって、相違点及びその容易想到性についても、本件発明 4－1 の場合と同様である。

5 (原告パナソニックの主張)

(1) 乙 1 5 2 発明が本件発明 4－1 の構成要件 4-1A を充足することは争わない。
その余の構成要件 4-1B～H を充足することは争う。

乙 1 5 2 発明は、後記のとおり、そもそも「収容凹部の開口端縁との隙間」が生じないものであるため、このような隙間の存在を前提にカバー部材の延出部が隙間
10 を隠して見えなくさせる点に意義を有する本件発明 4－1 とは具体的課題を共通にするものではなく、主引用例としての適格性がない。

(2) 「取付部材」の不存在（構成要件 4-1B）

本件発明 4－1 の「取付部材」は、「LED 基板」と、LED 基板を器具本体に取り付けるための「取付部材」と、拡散性を有しかつ LED を覆うようにして取付部
15 材に取り付けられる「カバー部材」との 3 つの構成を含むものである。他方、乙 1 5 2 文献には、基板 10 については、絶縁板 13 に「配設されている」と記載されているものの、絶縁板 13 に「取り付けられる」旨の記載や、両者の取付け状態を示す図は存在しない。

したがって、乙 1 5 2 発明の「絶縁板 13」は、本件発明 4－1 の「取付部材」
20 に相当しない。

(3) 蓋部 3 の「拡散性」の有無が不明であること（構成要件 4-1C）

乙 1 5 2 発明において、蓋部 3 の拡散性の有無及び程度が不明であり、本件発明 4－1 の構成要件 4-1C と相違することは認める。

(4) 「光源ユニット」の不存在（構成要件 4-1D）

25 上記(2)のとおり、絶縁板 1 3 は、本件発明 4－1 における取付部材に相当しない。したがって、乙 1 5 2 発明の「蓋部 3」は、「光源ユニット」の構成要素であ

る「取付部材」を有しない。そうである以上、乙 1 5 2 発明の「蓋部 3」は、「光源ユニット」に相当するものではない。

(5) 「突壁部」及び「延出部」の不存在（構成要件 4-1E, F）

本件発明 4-1 の「突壁部」は、カバー部材に関するものであり、「取付部材に
5 取り付けられる一対の突壁部」として構成されている。

しかし、上記(2)のとおり、乙 1 5 2 発明の絶縁板 1 3 は、本件発明 4-1 の取付部材に相当しない。そうすると、乙 1 5 2 発明の蓋部 3 の幅方向のそれぞれの端部より下方向に突出した部位が存在するとしても、その部位は、単に絶縁板 13 を嵌合するための部位に過ぎず、「取付部材に取り付けられる一対の突壁部」（構成
10 要件 4-1E）に相当するものとはいえない。

また、乙 1 5 2 発明には「突壁部」が存在しない以上、これを前提として存在する「突壁部が並ぶ方向における前記突壁部よりも外側に延出する一対の延出部」（構成要件 4-1F）との技術的思想も開示されていない。

(6) 「収容凹部の開口端縁の隙間」の不存在（構成要件 4-1G）

乙 1 5 2 発明は、取付ベース 1 の上端部を、蓋体 3 の上側の突出部と下側の突出部の間に挟むようにようにして嵌合させたものであり、本件発明 4-1 における「収容凹部の開口端縁の隙間」自体が存在しない。被告が「隙間」と主張する部分は、取付ベース 1 において蓋部 3 を嵌合固定するにあたり、嵌合を可能にするために取付ベース 1 上端部を切り欠いたものであって、本件発明 4-1 における光源ユ
20 ニットと「収容凹部の開口端縁の隙間」には当たらない。

(7) 容易想到性がないこと

乙 1 5 2 発明は、取付ベース等の部品の他の用途への転用可能性と、直列に多数接続して使用した場合における LED の入力電圧の降下防止を目的とするものであって、本件各発明 4 とは具体的課題を全く異にする。したがって、仮にカバー部材
25 に拡散性を与えることが周知技術であったとしても、乙 1 5 2 発明にこれを適用する動機付けは存在しない。また、上記周知技術を適用することにより、開口端縁の

隙間について、カバー部材の延出部が上下方向において重なることによって、隙間における暗いスジを見えづらくするという本件発明 4－1 の構成に至ることはあり得ない。

したがって、上記各相違点に係る本件発明 4－1 の構成について、容易想到性は
5 ない。

(8) 本件発明 4－5 との関係

ア 乙 1 5 2 発明との関係における本件発明 4－5 の進歩性についても、以下の点を付加するほかは、本件発明 4－1 の場合と同様である。

イ 「複数の LED が收容凹部の外側を向くようにして LED 基板を器具本体に取り
10 付けるための取付部材」の不存在（構成要件 4-5G）

本件発明 4－5 の「取付部材」は、複数の LED が收容凹部の外側を向くようにして LED 基板を器具本体に取り付けるための取付部材（構成要件 4-5G）と構成されている。しかし、乙 1 5 2 発明では、LED を配設した基板が嵌合しているのは絶縁板 13 であり、絶縁板 13 は、蓋部 3 の内部に嵌合されているだけであって、器具
15 本体に相当する取付ベース 1 に LED 基板を取り付けるものではない。

7 無効理由 4（ワイドキャッツアイ発明を主引用例とする進歩性欠如）の有無（争点 7）

（被告の主張）

(1) 「延出部」（構成要件 4-5I）につき、仮に他のカバー部材の部位と区別され
20 ず、複数の LED を覆うようにして LED を内包するカバー部材の特定の位置関係の部位であると解釈した場合、本件発明 4－5 は、以下のとおり、被告が遅くとも本件原出願の日より前である平成 24 年 7 月に販売したワイドキャッツアイという商品名の照明器具（照明器具及び器具本体型番：ERK8775W，光源ユニット製造管理
用型番：WEHP108M－L840F。以下「ワイドキャッツアイ製品」といい、同製品に
25 係る発明を「ワイドキャッツアイ発明」という。）に関して、その公然実施発明を主引用発明とする進歩性欠如の無効原因を有することになる。したがって、本件発

明４－５に係る本件特許４は、法２９条２項に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものであるから、原告パナソニックは、被告に対し、本件特許権４を行使することはできない。

(2) 公然実施

5 ワイドキャッツアイ製品は、平成２４年２月発行の被告のカタログ（以下「本件カタログ」という。）において、「２０１２年４月中旬発売予定」と記載され、また、同年５月１８日を初回工場出荷日としてその最終製造承認が得られ、遅くとも同年７月以降販売された製品であり、同年７月発行の被告のカタログにも掲載されている。さらに、被告は、同年８月６日を製造日とするラベルの付された
10 「ERK8775W」との型番の器具本体及び同年７月２５日を製造日とするラベルの付された「WEHP108M－L840F」との管理型番の付された光源ユニットで構成されるワイドキャッツアイ製品を入手した。

したがって、ワイドキャッツアイ発明は、本件特許４の出願前に日本国内において公然実施をされた発明である。

15 (3) 相違点と相違点に係る構成の容易想到性

本件発明４－５とワイドキャッツアイ発明の相違点は、本件発明４－５の器具本体が長尺状に形成されている（構成要件４-5A）のに対し、ワイドキャッツアイ発明の器具本体は正形状である点のみである。

同一メーカーの同種シリーズ商品において、同じ光源ユニットが数多くの器具本
20 体と組み合わせられて照明装置を構成することは周知慣用技術であるところ、ワイドキャッツアイ製品について、長尺状の器具本体に合わせて、長尺状の照明装置にすることは、当業者にとって容易に想到できる。

したがって、上記相違点に係る構成につき、ワイドキャッツアイ発明に上記周知技術を組み合わせることにより本件発明４－５の構成を想到することは、当業者にと
25 って容易である。

そうすると、本件発明４－５は、本件特許４の出願前に日本国内において公然実

施をされた発明であるワイドキャッツアイ発明に基づき当業者が容易に発明をすることができたものである。そうである以上、上記発明に係る本件特許４は、法２９条２項に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものであるから、原告パナソニックは、被告に対し、本件特許権４を行使することはできない。

(原告パナソニックの主張)

以下のとおり、本件発明４－５は、ワイドキャッツアイ発明を主引用例として進歩性を欠くものとはいえない。

(１) 公然実施がされていないこと

10 本件カタログは、奥付ページに「２０１２．２第１版」と記載されているものの、ワイドキャッツアイ製品は「発売予定」等と記載されているだけである。照明業界において、当初の発売予定から実際の発売日がずれ込むことは一般的にあり得る。

また、ワイドキャッツアイ製品の製造承認等に係る資料は被告の内部資料であり信用性に乏しい上、あくまで「製造承諾申請」及び「最終検査」が実施されたことを示すにとどまる。

このため、これらをもって、ワイドキャッツアイ製品が平成２４年７月に市場に流通していたとはいえない。

さらに、ワイドキャッツアイ製品に係る仕様書も、作成日付として「２０１２／０９／２０」との記載があるだけであり、本件原出願の日より前にワイドキャッツアイ製品が販売されたことを示すものではない。

これらの事情から、ワイドキャッツアイ発明が本件原出願の日の前に公然実施されたことの立証はない。

(２) 主引用発明としての適格性の欠如

25 本件各発明４は、カバー部材と収容凹部との間に隙間が生じないことから、光源ユニットを点灯させた際にスジ状に暗くなることなく、点灯時における見栄えを向上させる、という技術的思想を有するものである。

他方、ワイドキャッツアイ製品は、カバー部材全体が猫の目のように大きな曲面であることが特徴であり、器具本体の角部に曲面のカバー部材が当たることを防止するために、意図的にカバー部材と器具本体の收容凹部の開口縁との間に隙間を設け、独自の照明効果を得るものである。このようなワイドキャッツアイ製品において、カバー部材と收容凹部との間に隙間が生じないようにカバー部材が重なるという本件発明 4－5 の技術的思想は何ら開示されていない。したがって、ワイドキャッツアイ発明は、主引用発明としての適格性を欠く。

(3) 本件発明 4－5 とワイドキャッツアイ発明の相違点

ア 器具本体の形状等（構成要件 4-5A, D）

本件発明 4－5 の「器具本体」は、「長尺状に形成された器具本体」（構成要件 4-5A）であるところ、ワイドキャッツアイ発明の器具本体は正方形である。

また、本件発明 4－5 の「矩形の收容凹部」（構成要件 4-5D）は、長手方向に沿ったものとされているが、ワイドキャッツアイ発明の器具本体は正方形であることから、「長手方向」が存在しない。

イ 「取付部材」の有無（構成要件 4-5G, H）

本件発明 4－5 の「取付部材」（構成要件 4-5G, H）は、LED 基板を器具本体に取り付けること及びカバー部材が取り付けられること、という 2 つの役割を有する。

他方、ワイドキャッツアイ発明において、複数の LED が收容凹部の外側を向くように LED 基板を固定し、また、カバー部材が取り付けられているのは、下部に設けられている放熱フィン状の部材であるが、同部材は、器具本体との関係では、LED 基板やカバー部材を取り付けるものではない。ワイドキャッツアイ発明において、器具本体への取付けは、別の部材に備えられた取付バネによって実現されている。

したがって、ワイドキャッツアイ発明には、LED 基板及びカバー部材を器具本体に取り付ける「取付部材」が存在しない。

ウ 「延出部」の有無（構成要件 4-5I）

ワイドキャッツアイ製品は、被告の測定を前提としても 0.26mm～0.98mm の隙間が設けられている。これは、前記のとおり、器具本体の角部に曲面のカバー部材が当たることを防止する等の目的から、意図的に設けられたものである。

したがって、ワイドキャッツアイ発明は、本件発明 4－5 の「前記器具本体の長手方向及び幅方向と直交する方向において前記収容凹部の開口端縁と隙間が生じないように重なる延出部」（構成要件 4-5I）を有しない。

(4) 容易想到性がないこと

本件発明 4－5 とワイドキャッツアイ発明には、被告が主張する相違点を含む上記の相違点が存在する。しかるに、被告は、照明器具の形状に係る相違点のみについて容易想到性を主張するにとどまり、その余の相違点については、副引用例を含め、その容易想到性に関する論理付けの主張をしていない。

8 間接侵害の成否（争点 8）

（原告パナソニックの主張）

仮に、被告製品 6 について本件発明 4－1 との関係で直接侵害が成立しない場合、本件発明 4－1 は、カバー部材を器具本体に収容した際、カバー部材と器具本体の収容凹部の開口端縁との「隙間」の存在を前提として、この隙間をカバー部材の延出部により上下方向に覆うことで、「隙間を生じなくさせる」ことに技術的意義を有することから、被告製品 6 のうち光源ユニットを収容する器具本体は、発明による課題の解決に不可欠なものであり、被告は本件発明 4－1 が特許発明であることやその物が発明の実施に用いられることを認識していることから、被告による被告製品 6 の製造、販売及び販売の申出は侵害とみなされる（法 101 条 2 号）。

（被告の主張）

否認ないし争う。

9 損害額（争点 9）

（原告パナソニックの主張）

別紙 6 「本件特許権 2 関係の請求に関する事実及び理由」の第 2 「4」（原告パ

ナソニックの主張) (1)及び(3)のとおり。

(被告の主張)

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

5 事案に鑑み、まず、争点5（無効理由2（乙151発明を引用例とする新規性欠如）の有無）について判断する。

1 本件各発明4について

本件明細書4には、次のような記載がある。

(1) 技術分野

10 「本発明は、光源ユニット及び照明器具に関するものである。」（【0001】）

(2) 背景技術

「従来より、天井に取り付けられる天井直付け型の照明器具が提供されている（例えば特許文献1参照）。この照明器具は、横長且つ長尺状に形成された器具本体と、係止部材を用いて器具本体に取り付けられる光源部とを備え、器具本体の略
15 中央には光源部を収容するための収容凹部が全長に亘って設けられている。」
（【0002】）

「また、光源部は、横長且つ長尺状に形成された取付部材と、複数の発光素子がそれぞれ実装され取付部材の下面に並べて取り付けられる複数の基板と、複数の基板を覆うようにして取付部材に取り付けられるカバー部材とを有する。そして、一
20 体に組み付けられた光源部は、その一部が器具本体の収容凹部に収容された状態で、係止部材を用いて器具本体に取り付けられる。」（【0003】）

(3) 発明が解決しようとする課題

「上述の特許文献1に示した照明器具では、光源部を器具本体に取り付けた状態でカバー部材と収容凹部との間に隙間が生じ、光源部を点灯させた際には隙間部分がスジ状に暗くなるため、照明器具を見上げたときの見栄えが良くなかった。」
25 （【0005】）

「本発明は上記問題点に鑑みて為されたものであり、その目的とするところは、点灯時における見栄えを向上させた光源ユニット及び照明器具を提供することにある。」（【0006】）

(4) 発明の効果

5 「長尺状に形成された器具本体の一面に設けられた收容凹部に光源ユニットを收容した場合には、器具本体の長手方向及び幅方向と直交する方向においてカバー部材の延出部が器具本体の收容凹部の開口端縁に重なるようになっている。これにより、カバー部材と收容凹部との間に隙間が生じないので、光源ユニットを点灯させた際にスジ状に暗くなることなく、点灯時における見栄えを向上させた光源ユニ
10 ャットを提供することができるという効果がある。」（【0015】）

(5) 発明を実施するための形態

「本実施形態の照明器具Aは、図1～図4に示すように、天井直付け型の照明器具であり、吊ボルト200…を用いて天井材100に取り付けられる器具本体1と、器具本体1に対して着脱自在に取り付けられる光源ユニット2とを備える。」（【0018】）

15 「器具本体1は、板金に曲げ加工を施すことで長尺且つ上面（天井材100との対向面）が開口する扁平な箱状に形成され、天井材100と反対側（つまり下側）には光源ユニット2を收容するための矩形の收容凹部11が器具本体1の全長に亘って設けられている。」（【0019】）

「光源ユニット2は、図1(a)及び図2に示すように、複数…のLED基板22と、LED
20 基板22が取り付けられる取付部材21と、LED基板22を覆うようにして取付部材21に取り付けられるカバー部材23とを有する。また、光源ユニット2は、LED基板22に所定の点灯電力を供給する電源装置24と、端子台ブロック25とを有する。」
（【0021】）

「取付部材21は、板金に曲げ加工を施すことでU字状に形成され、長尺且つ矩形板
25 状に形成された底面部211と、底面部211の左右方向（幅方向）における両端から上下方向（底面部211と直交する方向）に延出する一対の側面部212とで構成される。

各側面部212の先端には、図1(a)に示すように、互いに離れる方向に傾斜する傾斜部212aがそれぞれ全長に亘って設けられている。」（【0024】）

「LED基板22は、例えば取付部材21の底面部211の一部を切り起こすことで形成された係止爪…により取付部材21に固定される。」（【0026】）

5 「カバー部材23は、拡散性を有する材料（例えば乳白色のアクリル樹脂）により上面（取付部材21側の面）が開口する長尺状に形成されている。このカバー部材23は、左右方向（幅方向）において両端側から中央側に行くほど下側への突出量が大きくなるような凸レンズ形状の拡散面231を有している…。」（【0027】）

「カバー部材23の左右方向における両端部には、…光源ユニット2を器具本体1に
10 取り付けられた状態で、上下方向において器具本体1の収容凹部11の開口端縁と重なる延出部232がそれぞれ設けられている。また、カバー部材23の左右方向において各延出部232の内側には、上側（取付部材21側）に突出する突壁部233がそれぞれ全長に亘って設けられており、各突壁部233の先端には内向きに突出する突起部233aがそれぞれ設けられている。」（【0028】）

15 「次に、光源ユニット2の組立手順について説明する。まず最初に、作業者は、電源装置24及び端子台ブロック25をそれぞれ取付部材21の上面側に取り付け、さらに電源装置24と端子台ブロック25の間を電線により接続する。その後、作業者は、上記係止爪によりLED基板22を取付部材21の底面部211に固定し、LED基板22のコネクタ223から導出する電線…の端部を電源装置24に接続する。」（【0034】）

20 「そして最後に、作業者は、開口側を上向きにした状態でカバー部材23を取付部材21に組み付ける。このとき、カバー部材23の各突壁部233にそれぞれ設けた突起部233aが、取付部材21の各側面部212にそれぞれ設けた傾斜部212aに引っ掛かり、カバー部材23が取付部材21に取り付けられる。以上のような手順に従って、光源ユニット2が組み立てられる。なお、カバー部材23を取付部材21に取り付ける上記方法
25 は一例であり、他の方法であってもよい。」（【0035】）

「続けて、照明器具Aの施工手順について説明する。まず最初に、作業者は、…

器具本体1を天井材100に固定する。」（【0036】）

「その後、作業者は、…例えば器具本体1及び取付部材21にそれぞれ設けた嵌合構造（図示せず）によって光源ユニット2を器具本体1に取り付ける。このとき、少なくとも電源装置24及び端子台ブロック25が収容凹部11に収容される。」

5 （【0037】）

「ここで、図1(b)は照明器具Aを天井材100に取り付けた状態の断面図であり、上下方向（器具本体1の長手方向及び幅方向と直交する方向）において、カバー部材23の延出部232が器具本体1の収容凹部11の開口端縁と重なっている。これにより、カバー部材23と収容凹部11との間に隙間が生じないので、光源ユニット2を点灯させた際にスジ状に暗くなることがなく、点灯時における見栄えを向上させた照明器具Aを提供することができる。」（【0038】）

2 乙151 発明について

乙151 文献は、本件原出願の日（平成24年10月11日）より前である2010年（平成22年）11月4日に国際公開された文献であるところ、同文献には

(1) 技術分野

本発明は、LED素子を光源として使用した照明装置に関する。（[0001]）

(2) 背景技術

「特許文献1に記載されたLED式蛍光灯形照明装置は、LEDを光源として、従来の直管型の蛍光灯と構造的に互換性のある照明装置である。従来の蛍光管に相当する部分の構造は、棒状の円筒形状筐体の、内部に複数のLED素子が配列、実装されたプリントベース部材が設けられ、両端から外側に電極が突出している。」

（[0005]）

(3) 発明が解決しようとする課題

「特許文献1に記載されたLED式蛍光灯形照明装置のような、従来の直管型の蛍光灯と構造的に互換性のある照明装置は、…蛍光管の両端には電極が、蛍光管を

支持する照明器具の、蛍光管の電極に対応する箇所には口金が設けられている。したがって、この照明装置を複数、天井などに蛍光管の長手方向に連ねて配置する場合、口金の箇所の光量が低下し、陰ができてしまう可能性が高い。」 ([0007])

「また、LED を利用して構成した直管型の蛍光管は、従来の蛍光管より重量が重い。そして、この LED 式蛍光管は、器具の 2 箇所の口金の箇所でのみ支持されているので、落下の危険性が高くなることが懸念される。」 ([0008])

「また、LED 式蛍光管を従来の蛍光灯の器具で使用する場合、従来の蛍光灯に必要なであった安定器を取り外す工事を施すことがある。この工事を施した器具には、従来の蛍光管が使用できないにもかかわらず、誤って従来の蛍光管を装着してしまう恐れがある。また、LED 式蛍光管を、安定器が搭載された従来の蛍光灯の器具に装着してしまう恐れもある。」 ([0009])

「本発明は上記の点に鑑みなされたものであり、LED 素子を光源として使用した照明装置であって、誤った器具での使用防止及び軽量化が図られることにより安全性が高められ、複数を連ねて配置した際のシームレス化により陰を作らず広範囲に光を照射することが可能な照明装置を提供することを目的とする。」 ([0010])

(4) 課題を解決するための手段

「上記の課題を解決するため、本発明の照明装置は、LED 素子と、この LED 素子が複数配列、実装されたベース部材と、このベース部材が内側に装着され、前記 LED 素子から出射された光が透過するカバー部材と、このカバー部材が、前記 LED 素子が配列された方向に沿ってスライド移動させて取り付けられる器具と、を備え、前記カバー部材が、前記器具に対してスライド移動するその方向全域にわたって、または複数箇所で器具に支持されていることとした。」 ([0011])

「この構成によれば、…従来の蛍光灯及び蛍光灯器具の長手方向両端部に見られる電極や口金の使用を廃止できるので、軽量化が図れるとともに、照明装置を複数連ねて配置した際のシームレス化が期待できる。」 ([0012])

「また、上記構成の照明装置において、前記カバー部材は、その内面に溝部を備

えるとともに、この溝部に沿ってスライド移動させて前記ベース部材が装着されることとした。」 ([0013])

「また、上記構成の照明装置において、前記カバー部材は、樋形状をなすこととした。」 ([0015])

5 「この構成によれば、ベース部材の裏面側を開放することが可能であり、LED 素子自体や、LED 素子に電力を供給する電源ユニットから発せられる熱をベース部材の裏面側から逃がすことができる。」 ([0016])

「また、上記構成の照明装置において、前記カバー部材は、その外面に、スライド移動するその方向全域にわたって、または複数箇所で前記器具と係合する支持部
10 を備えることとした。」 ([0017])

「この構成によれば、カバー部材は、器具に対して、支持部を利用して容易に着脱が可能であり、交換作業が簡便である。」 ([0018])

「また、上記構成の照明装置において、前記支持部が、突条形状で形成されていることとした。」 ([0020])

15 「この構成によれば、カバー部材を器具にしっかりと保持させることができる。」 ([0022])

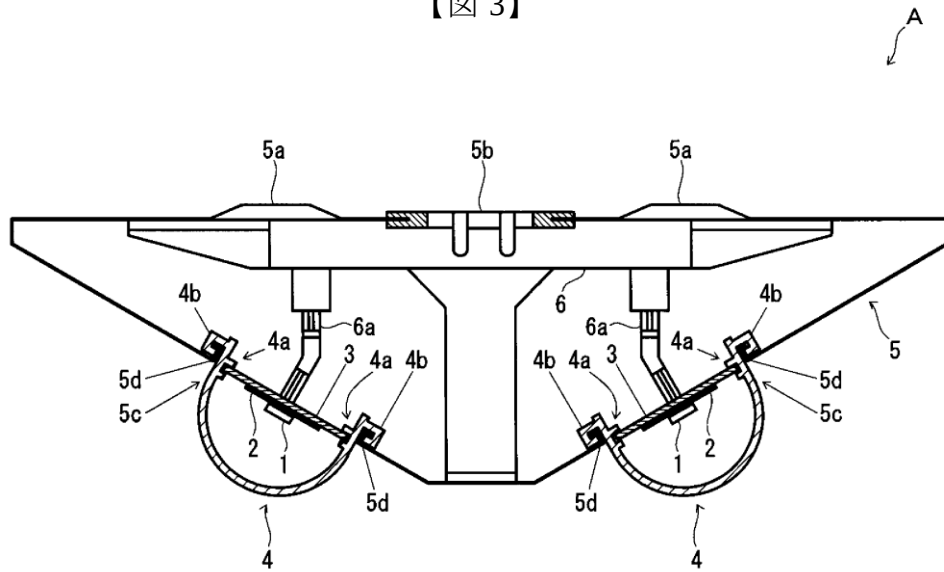
(5) 発明の効果

「本発明の構成によれば、LED 素子を光源として使用した照明装置において、誤った器具での使用防止及び軽量化が図られることにより安全性が高められ、複数を
20 連ねて配置した際のシームレス化により陰を作らず広範囲に光を照射することが可能な照明装置を提供することができる。」 ([0025])

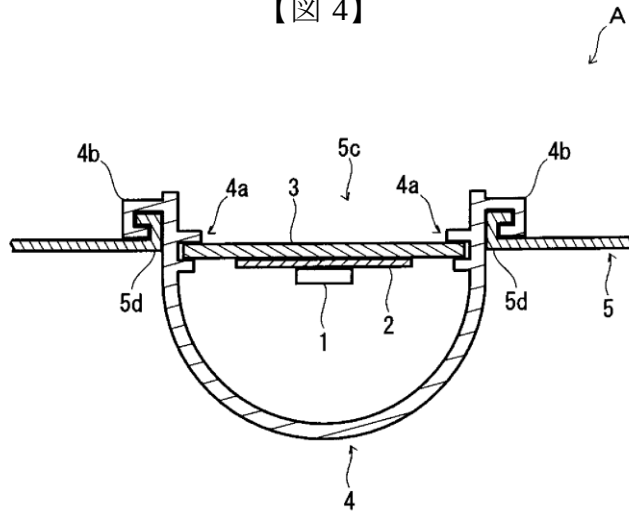
(6) 発明を実施するための形態

「照明装置 A は、…従来の直管型の蛍光灯照明装置と同様、全体が、設置面に沿って長く伸びる細長い形態をなしている。そして、照明装置 A は、図 3 及び図 4 に
25 示すように、LED 素子 1、基板 2、ベース部材 3、カバー部材 4、器具 5、電源ユニット 6、及び蓋部材 7 を備えている。」 ([0029])

【図 3】



【図 4】



「LED 素子 1 は、…基板 2 表面に実装されている。そして、この LED 素子 1 は、
図 4 における紙面奥行き方向、すなわち図 1 における照明装置 A の長手方向に沿っ
て、複数の配列されている。」 ([0030])

「ベース部材 3 は、LED 素子 1 が実装された基板 2 を保持し、カバー部材 4 の内
側に装着されている。」 ([0031])

「カバー部材 4 は、ポリカーボネートまたは拡散材入りポリカーボネートで構成
され、…照明装置 A の長手方向全域にわたって延びる樋形状に形成されている。…
カバー部材 4 は、…その内面に溝部 4a を、外面に支持部 4b を備えている。」
([0032])

「溝部 4a は、カバー部材 4 の周方向両端の箇所各々に、各々が対向する形で設けられ、それぞれ長手方向、すなわち図 4 の紙面奥行き方向に沿って延びている。

これら 2 箇所の溝部 4a には、平板形状のベース部材 3 が嵌合している。ベース部材 3 は、溝部 4a の長手方向端部からスライドして溝部 4a に挿入され、カバー部材 4 の内側に装着される。…そしてこのとき、ベース部材 3 は、カバー部材 4 の曲面部側を LED 素子 1 が指向するように、カバー部材 4 に装着される。」 ([0033])

「一方、支持部 4b は、カバー部材 4 の周方向両端の箇所各々に、各々がカバー部材 4 の外面法線方向に沿って反対の方向を向くように突出する形で設けられ、それぞれ長手方向に沿って延びる突条形状で形成されている。…この構成によれば、カバー部材 4 は、器具 5 に対して、支持部 4b を利用して容易に着脱が可能であり、交換作業が簡便である。また、カバー部材 4 を器具 5 にしっかりと保持させることができる。」 ([0034])

「器具 5 は、主となる部分が板金などで構成され、図 3 に示すように、長手方向と直角をなす垂直断面形状が、頂角の箇所が下方に向かって凸となる略二等辺三角形形状をなしている。…器具 5 の上面内側には電源ユニット 6 が設けられ、電源供給部 5b と電氣的に接続されている。また、LED 素子 1 に電力を供給すべく、電源ユニット 6 から 2 枚のベース部材 3 に向かって電源ケーブル 6a が延びている。」 ([0036])

「なお、電源ユニット 6 は、ベース部材 3 の、LED 素子 1 が実装されていない裏面に設けても構わない。」 ([0037])

「器具 5 のカバー部材 4 に対応する箇所には、照明装置 A の長手方向に沿って延びる開口部 5c が設けられ、この開口部 5c にカバー部材 4 が支持されている。開口部 5c の縁部には、長手方向に沿って係止部 5d が設けられている。…カバー部材 4 は、器具 5 の開口部 5c に、LED 素子 1 が配列された方向、すなわち照明装置 A 及びカバー部材 4 の長手方向に沿ってスライド移動させて取り付けられる。係合する支持部 4b 及び係止部 5d により、カバー部材 4 は、器具 5 に対してスライド移動す

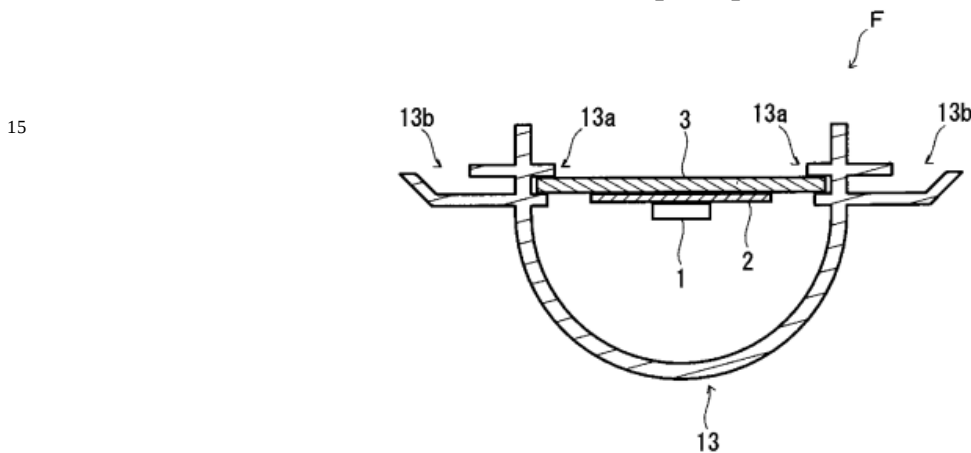
るその方向全域にわたって器具 5 に支持されている。」 ([0038])

「上記構成によれば、...従来の蛍光灯及び蛍光灯器具の長手方向両端部に見られる電極や口金の使用を廃止できるので、軽量化が図れるとともに、照明装置 A を長手方向に沿って連ねて配置した際のシームレス化が期待できる。」 ([0040])

5 「したがって、LED 素子 1 を光源として使用した照明装置 A において、...複数を連ねて配置した際のシームレス化により陰を作らず広範囲に光を照射することが可能な照明装置 A を提供することができる。」 ([0041])

「次に、本発明の第 6 の実施形態に係る照明装置について、図 9 を用いてその構造を説明する。図 9 は、照明装置の部分拡大垂直断面図である。なお、この実施形態の基本的な構成は、図 1～図 4 を用いて説明した前記第 1 の実施形態と同じであるので、第 1 の実施形態と共通する構成要素には前と同じ符号を付し、説明は省略するものとする。」 ([0055])

【図 9】



「第 6 の実施形態に係る照明装置 F のカバー部材 13 は、図 9 に示すように、その外面に支持部 13b を備えている。支持部 13b は、カバー部材 13 の周方向両端の箇所各々に、各々上下方向に並べて配置された一対の、長手方向に沿って延びる突条を備えている。図示しない器具の、開口部の縁部は、カバー部材 13 の支持部 13b に対して、それら一対の突条の間に嵌合する。」 ([0056])

「このような照明装置 F においても、第 1 の実施形態に係る照明装置 A 同様、...

複数を連ねて配置した際のシームレス化により陰を作らず広範囲に光を照射することが可能な照明装置 F を提供することができる。」 ([0057])

3 乙 1 5 1 発明の構成及び本件各発明 4 との対比

(1) 本件発明 4-1 との関係

5 ア 前記認定の乙 1 5 1 文献の記載及び弁論の全趣旨によれば、まず、本件発明 4-1 との対比との関係では、乙 1 5 1 発明が以下の構成を備えることが認められる。

すなわち、乙 1 5 1 発明は、複数の LED 素子 1 が実装された基板 2 と（構成 A'2），前記基板 2 が取り付けられるベース部材 3 と（構成 B'2），拡散性を有し且
10 つ前記基板 2 を覆うようにして前記ベース部材 3 を内側に装着したカバー部材 13 とを備えた（構成 C'2'）ものであって、前記カバー部材 13 は、前記ベース部材 3 に取り付けられる一対の突壁部と（構成 E'2。被告主張における加筆後の図 9 参照），前記一対の突壁部の各々に対して前記一対の突壁部が並ぶ方向における前記突壁部よりも外側に延出する一対の支持部 13b を有する（構成 F'2）。

15 このうち、乙 1 5 1 発明の構成 A'2 は本件発明 4-1 の構成要件 4-1A に、構成 B'2 は構成要件 4-1B に、構成 C'2'は構成要件 4-1C に、構成 E'2 は構成要件 4-1E に、それぞれ相当する。

イ 本件発明 4-1 の「光源ユニット」（構成要件 4-1D, H）に相当する構成の有無

20 (ア) 乙 1 5 1 文献の記載によれば、乙 1 5 1 発明の LED 素子 1，基板 2，ベース部材 3 及びカバー部材 13 の関係は、以下のとおりである。

すなわち、複数の LED 素子 1 は、基板 2 の表面に実装されている ([0030], [0055], 図 4 及び 9)。ベース部材 3 は、LED 素子 1 が実装された基板 2 を保持し、カバー部材 13 の内側に装着されている ([0031], [0055], 図 9)。

25 また、カバー部材 13 は、ポリカーボネート又は拡散材入りポリカーボネートで構成され、照明装置 A の長手方向全域にわたって延びる樋形状に形成され、その内

側には、周方向の両端の箇所各々に、各々が対向する形で溝部 13a が設けられている。これら 2 箇所の溝部 13a には、平板形状のベース部材 3 が嵌合している。このように、ベース部材 3 は、溝部 13a に挿入されてカバー部材 13 の内側に装着される。その際、ベース部材 3 は、カバー部材 13 の曲面部側を LED 素子 1 が指向するようにカバー部材 13 に装着され、LED 素子 1 から出射された光は、カバー部材 13 の曲面部を透過し、周囲を照射する（以上につき、[0011]、[0032]、[0033]、[0055]、図 9）。

(イ) 上記関係によれば、乙 1 5 1 発明においては、LED 素子 1、これを表面に実装した基板 2、基板を保持するベース部材 3 及びベース部材 3 を内側に実装するカバー部材 13 が、相互に結合して一体的に機能することにより、照明装置における光源部となるものといえる。したがって、このような一体的な構成（構成 D'2'、H'2'。以下「光源部」という。）をもって本件発明 4-1 の「光源ユニット」（構成要件 4-1D、H）に相当するものというべきである。これに反する原告パナソニックの主張は採用できない。

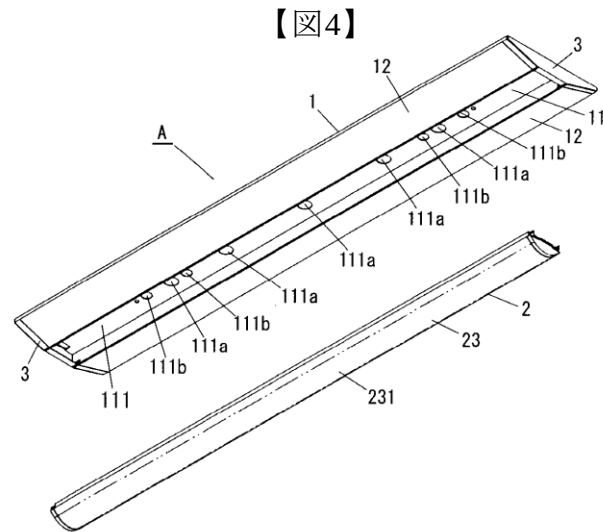
ウ 本件発明 4-1 の「収容凹部」（構成要件 4-1G）に相当する構成の有無

(ア) 「収容凹部」（構成要件 4-1G）の意義

「収容凹部」に関し、本件発明 4-1 に係る特許請求の範囲には、「長尺状に形成された器具本体の一面に設けられた収容凹部に前記光源ユニットを収容した状態では」（構成要件 4-1G）と記載されている。この記載から、収容凹部は、長尺状に形成された器具本体の一面に設けられるものであり、かつ、光源ユニットを収容する部位であると理解できるが、他にその形状に関わる記載はない。

また、本件明細書 4 には、従来型の照明器具について、「横長且つ長尺状に形成された器具本体と、係止部材を用いて器具本体に取り付けられる光源部とを備え、器具本体の略中央には光源部を収容するための収容凹部が全長に亘って設けられている。」（【0002】）、「光源部は、その一部が器具本体の収容凹部に収容された状態で、係止部材を用いて器具本体に取り付けられる。」（【0003】）と記載され

5



10 他方、「收容凹部 11」の形状については、「矩形的」（【0019】）とされるほかは、明示的な言及はない。

これらの本件明細書 4 の記載等を参酌すると、本件発明 4－1 の「收容凹部」の「收容」とは、光源ユニットの全部が入っている状態に限定されるものではなく、その一部でも入っている状態を包含する。また、「凹部」については、器具本体が板金に曲げ加工を施すことで扁平な箱状に形成されることにより、天井材と反対側（下側）に設けられる器具本体内の空間と、器具本体の下側の面に形成された開口部とを合わせた部位をもって「凹部」とする構成が想定されている（【0019】，図 1(b)，図 4）ことが理解される。

さらに、一般的に、「收容」とは、人や物品を一定の場所におさめ入れることを意味する（甲 8 7，8 8）。他方、「凹部」の「凹」とは、物の表面が部分的にくぼんでいる状態等を意味し、「凹まる（くぼまる）」とは、周囲が高く中央が低くなること、「凹む（くぼむ）」とは、一部分が落ち込んで低くなることを意味することから、「凹部」とは、ある物の表面の一部分が落ち込んで他の部分よりも低くなっている場合の当該部分を指すものと理解される。

25 これらの事情を総合的に考慮すると、本件発明 4－1 の「收容凹部」とは、長尺状に形成された器具本体の一面に設けられるものであり、かつ、光源ユニットの少なくとも一部を収め入れるために、上記器具本体の面のうち落ち込んで他の部分よ

りも低くなっている部分を意味すると解される。

(イ) 乙 1 5 1 発明において、器具は、従来の直管型の蛍光灯照明装置と同様、全体が、設置面に沿って長く伸びる細長い形態をなしている照明装置に設けられるものであり（[0029]）、照明装置の形態に合わせて長尺状に形成されているものと理解される。

次に、器具の開口部の縁部がカバー部材 13 の支持部 13b に対して、それら一対の突条の間に嵌合することにより、カバー部材 13 が器具に保持されること（[0056]）及び支持部 13b の形状（図 9）に鑑みると、「器具」は、長手方向と直角をなす垂直断面形状が、頂角の箇所が下方に向かって凸となる略二等辺三角形形状をなし、その頂角の箇所で、単一のカバー部材 13 を支持するための開口部を備えているものと理解される。そうすると、当該開口部は、長尺状に形成された器具本体の一面に設けられるものといえる。

また、乙 1 5 1 発明において、LED 素子 1、これを表面に実装した基板 2、基板を保持するベース部材 3 及びベース部材 3 を内側に実装するカバー部材 13 からなる一体的な構成（光源部）は、一対の突条である支持部 13b の間に器具の開口部の縁部が嵌合されて器具に保持されることにより、その一部が器具の内側に収め入れられているものといえる。

さらに、乙 1 5 1 発明の器具において、開口部に通ずる空間は、器具本体の面のうち落ち込んで他の部分よりも低くなっている部分を形成しているものと把握できる。この空間に光源部の一部が収め入れられていることから、当該空間は、光源部の少なくとも一部を収め入れるためのものと理解される。

以上によれば、乙 1 5 1 発明の器具の開口部及びこれに通ずる器具内部の空間は、本件発明 4-1 の「収容凹部」（構成要件 4-1G）に相当するものというべきである。これに反する原告パナソニックの主張は採用できない。

エ 本件発明 4-1 の「延出部」（構成要件 4-1F）及び「一対の延出部の各々が前記収容凹部の開口端縁と隙間が生じないように重なっていること」（構成要件 4-

1G) について

(7) 乙 1 5 1 の「一对の支持部 13b」(構成 F'2) は、カバー部材 13 の一对の突壁部の各々に対してその一对の突壁部が並ぶ方向における突壁部よりも外側に延出しているものであるから、構成 F'2 は、本件発明 4-1 の「延出部」(構成要件 4-1F) に相当する。

(イ) 本件発明 4-1 に係る特許請求の範囲には、カバー部材の「一对の延出部の各々が前記收容凹部の開口端縁と隙間が生じないように重なっていること」(構成要件 4-1G) との記載がある。この記載は、カバー部材の延出部が「收容凹部の開口端縁と隙間が生じないように重なっている」状態にあることを発明特定事項として定めているものの、当初より隙間がない場合がこれに含まれないことをうかがわせる記載はない。そうである以上、本件発明 4-1 に係る特許請求の範囲の記載は、「カバー部材」と「收容凹部の開口端縁」に「隙間」があることを前提とするものとは必ずしもいえない。本件明細書 4 の記載を見ても、当初より隙間がない場合が本件発明 4-1 の技術的範囲に含まれないことをうかがわせる記載はない。

乙 1 5 1 発明は、カバー部材を直接器具に取り付ける構造となっており、カバー部材の一对の支持部 13b と器具の開口部の縁部との間に隙間が生じるものではない。そうすると、乙 1 5 1 発明は、「前記カバー部材 13 は、長尺状に形成された器具本体の一面に設けられた開口部に前記カバー部材 13 を收容した状態では、前記器具本体の長手方向及び幅方向と直交する方向において前記一对の支持部 13b の各々が前記開口部の縁部と隙間が生じないように重なっている」(構成 G'2) との構成を有し、この構成 G'2 は、本件発明 4-1 の構成要件 4-1G に相当するといえる。これに反する原告パナソニックの主張は採用できない。

オ 以上のとおり、乙 1 5 1 発明の構成 A'2~H'2 は、それぞれ、本件発明 4-1 の構成要件 4-1A~H に相当することから、本件発明 4-1 は、乙 1 5 1 発明と同一の発明であると認められる。本件発明 4-1 と乙 1 5 1 発明が同一である以上、技術的思想は問題とならない。

(2) 本件発明 4－5 との関係

ア 乙 1 5 1 発明は、照明装置に関する発明であるところ、前記のとおり、その器具は長尺状に形成されたものであり、この器具に光源部が取り付けられる。また、「器具 5 の上面内側には電源ユニット 6 が設けられ、…LED 素子 1 に電力を供給す
5 べく、電源ユニット 6 から 2 枚のベース部材 3 に向かって電源ケーブル 6a が延びている。」([0036])、「電源ユニット 6 は、ベース部材 3 の、LED 素子 1 が実装されていない裏面に設けても構わない。」([0037])とされていることから、乙 1 5 1 発明は、光源部に対して点灯電力を供給する電源装置を備えているといえる。

したがって、乙 1 5 1 発明は、本件発明 4－5 の構成要件 4-5A～C 及び J に相当
10 する構成を有するといえる。

イ 本件発明 4－5 の「矩形の収容凹部」（構成要件 4-5D）に相当する構成の有無

(ア) 「収容凹部」の意義については、本件発明 4－1 の「収容凹部」と同義に解するのが相当である。したがって、乙 1 5 1 発明は、本件発明 4－5 の「収容凹部」
15 (構成要件 4-5D) に相当する構成を有する。

(イ) 「矩形」

「矩形」とは、直角四辺形の形状を意味するところ、本件発明 4－5 に係る特許請求の範囲の記載によれば、「前記器具本体の一面には、前記器具本体の長手方向に沿って矩形の収容凹部が設けられており」（構成要件 4-5D）とされているから、
20 収容凹部の形状が「矩形」すなわち直角四辺形であることが特定されている。また、本件発明 4－5 の器具本体は長尺状に形成されたものであり、収容凹部は、このような器具本体の一面に、器具本体の長手方向に沿って設けられるものである以上、収容凹部の設けられる器具本体の面には、収容凹部が設けられることによる長方形形状の開口部が設けられているものと理解される。そうすると、この開口部の形状
25 をもって「矩形」と表現されているとも理解し得る。

もつとも、「矩形」につき、光源ユニットを配置（収容）するための「くぼみ」

部分（凹部の基準となる部分である開口縁よりも低くなった一部分である底面と、開口縁付近から底面に至る部分である側面とで囲まれる領域）の形状を表現したものと理解する余地もないではない。

5 このように、「矩形」の意味については、特許請求の範囲の記載からは必ずしも一義的に明らかとはいえない。

そこで、本件明細書 4 の記載を参酌するに、「器具本体 1 は、…長尺且つ上面…が開口する扁平な箱状に形成され、天井材 100 と反対側（つまり下側）には光源ユニット 2 を收容するための矩形の收容凹部 11 が器具本体 1 の全長に亘って設けられている。」（【0019】）との記載からは、器具本体 1 の天井材 100 と反対側の面に、光源ユニット 2（これも長尺状である。【0027】，図 4）を收容するために、器具本体 1 の全長に亘って設けられた收容凹部の開口部の形状について、「矩形」と表現したものと理解される。このように理解することは、收容凹部に收容される光源ユニットを構成する取付部材の形状について、「U 字状に形成され、長尺且つ矩形板状に形成された底面部 211 と、底面部 211 の左右方向（幅方向）における両端から上下方向（底面部 211 と直交する方向）に延出する一対の側面部 212 とで構成される。」（【0024】）とされ、底面部の形状が矩形状とされている一方で、U 字状に形成された底面部及びこれに直交する一対の側面部の形状をもって「矩形」の「凹」状といった形容がされていないこととも整合する。他方、本件明細書 4 記載の收容凹部は、「くぼみ」部分の形状が矩形のものとも見られるが、そのような形状であることの技術的意義を説明等する記載や、そのような形状に限定する趣旨をうかがわせる記載は見当たらない。

このような特許請求の範囲及び本件明細書 4 の記載に鑑みると、「矩形」とは、器具本体の下側の面に收容凹部が設けられることによって形成される開口部の形状を示すものと理解するのが相当である。

25 (ウ) 乙 1 5 1 発明において、器具は、前記のとおり、長手方向と直角をなす垂直断面形状が、頂角の箇所が下方に向かって凸となる略二等辺三角形形状をなし、そ

の頂角の箇所で、単一のカバー部材 13 を支持するための開口部を備えているものであると理解される。そうすると、当該開口部の形状は、直角四辺形すなわち「矩形」をなすものといえる。

5 以上によれば、乙 1 5 1 発明は、「器具の一面に、器具の長手方向に沿って」「矩形の」器具の開口部及びこれに通ずる器具内部の空間を有するから、本件発明 4－5 の構成要件 4-5D に相当する構成を有するといえる。これに反する原告パナソニックの主張は採用できない。

ウ 上記を踏まえると、乙 1 5 1 発明の電源装置は、光源部を器具に取り付けた状態において、器具の開口部及びこれに通ずる器具内部の空間内に配置されている
10 といえる。したがって、乙 1 5 1 発明は、本件発明 4－5 の構成要件 4-5E に相当する構成を有する。

また、乙 1 5 1 発明の光源部は、複数の LED が実装された LED 基板を有する ([0030])。したがって、乙 1 5 1 発明は、本件発明 4－5 の構成要件 4-5F に相当する構成を有する。

15 エ 本件発明 4－5 の「取付部材」（構成要件 4-5G）の有無

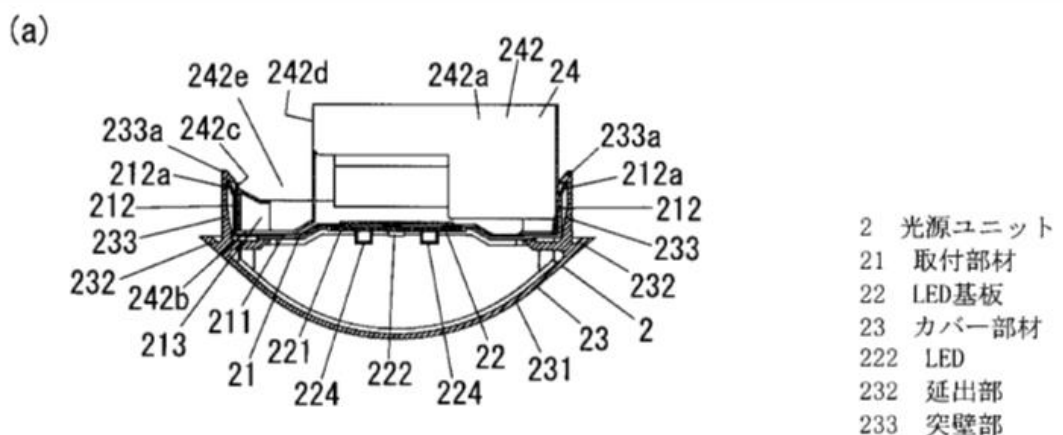
(ア) 「取付部材」（構成要件 4-5G）の意義

本件発明 4－5 に係る特許請求の範囲には、「取付部材」について、「前記複数の LED が前記收容凹部の外側を向くようにして前記 LED 基板を前記器具本体に取り付けるための取付部材と」と記載されている。これによれば、「取付部材」は、
20 「前記 LED 基板を前記器具本体に取り付けるための」部材であることは理解されるものの、「取付部材」により LED 基板を器具本体に取り付ける構造等については明示的に示されていない。このため、特許請求の範囲の記載によれば、「取付部材」は、それ自体を直接器具本体に取り付ける部材を含むことは理解し得るものの、これに限定する趣旨か、他の部材を介して取り付ける部材も含む趣旨かは、必ずしも
25 も一義的に明らかではない。

そこで本件明細書 4 の記載を見ると、「取付部材 21」に LED 基板 22 が取り付

けられること、及び「取付部材 21」がカバー部材 23 に取り付けられることは記載されているものの（【0021】）、取付部材 21 の器具本体 1 への取付方法に関する具体的な記載はない。また、本件明細書 4 には、取付部材 21 につき、「各側面部 212 の先端には、図 1(a)に示すように、互いに離れる方向に傾斜する傾斜部 212a がそれぞれ全長に亘って設けられている。」（【0024】、図 1(a)）、カバー部材 23 につき、「カバー部材 23 の左右方向において各延出部 232 の内側には、上側（取付部材 21 側）に突出する突壁部 233 がそれぞれ全長に亘って設けられており、各突壁部 233 の先端には内向きに突出する突起部 233a がそれぞれ設けられている。」（【0028】、図 1(b)）とされている。これを受けて、本件明細書 4 では、光源ユニット 2 の組立手順として、「作業者は、開口側を上向きにした状態でカバー部材 23 を取付部材 21 に組み付ける。このとき、カバー部材 23 の各突壁部 233 にそれぞれ設けた突起部 233a が、取付部材 21 の各側面部 212 にそれぞれ設けた傾斜部 212a に引っ掛かり、カバー部材 23 が取付部材 21 に取り付けられる。…なお、カバー部材 23 を取付部材 21 に取り付け上記方法は一例であり、他の方法であってもよい。」（【0035】）とされている。

【図 1a】



その上で、照明器具 A の施工手順として、「作業者は、上記電源線を端子台 251 に接続し、例えば器具本体 1 及び取付部材 21 にそれぞれ設けた嵌合構造（図示せず）によって光源ユニット 2 を器具本体 1 に取り付ける。」（【0037】）と記載さ

れているが、同記載は、「例えば」として、器具本体 1 と取付部材 2 にそれぞれ嵌合構造が設けられており、その嵌合構造により、取付部材を構成要素とする光源ユニット 2 を器具本体 1 に取り付けることを示すにとどまる。しかも、その嵌合構造は図示されていないことから、具体的な構造は不明である。もつとも、本件明
5 細書 4 の図 1(a)及び(b)をも考慮すると、上記のようにカバー部材 23 が取付部材 21
に取り付けられることによって、取付部材 21 と器具本体 1 がカバー部材を介する
ことなく接する箇所があるとは考えがたい。

そうすると、本件明細書 4 の記載を見る限り、取付部材 21 に取り付けられたカ
バー部材 23 が何らかの態様により器具本体 1 に取り付けられることで、いわばカ
10 バー部材 23 を介して間接的に取付部材 21 が器具本体 1 に取り付けられる構成も、
必ずしも排除されていないと理解される。

他方、本件明細書 4 を見ても、取付部材 21 につき、器具本体 1 に直接取り付け
るものに限定する技術的意義に言及する記載はなく、また、そのような取付構造
に限定する趣旨をうかがわせる記載も見当たらない。

15 したがって、本件明細書 4 の記載からは、むしろ、光源ユニット 2 を器具本体 1
に取り付ける構造については特に限定はなく、取付部材 21 が他の部材を介して取
り付けられる場合も含まれると解される。

以上より、特許請求の範囲及び本件明細書 4 の記載によれば、「取付部材」
(構成要件 4-5G) は、直接器具本体に取り付けられるものに限定されず、「光源
20 ユニット」を構成する他の部材を介して器具本体に取り付けられる構成を含むと
解される。

(イ) 乙 1 5 1 発明のベース部材 3 は、LED 素子 1 が実装された基板 2 を保持し、
カバー部材 13 の内側に曲面部側を LED 素子が指向するように装着されている (乙
1 5 1 文献[0031], [0055], 図 4 及び 9)。

25 また、カバー部材 13 は、溝部 13a に挿入されて嵌合されたベース部材 3 を保持
しながら、支持部 13b の一対の突条の間に器具の開口部の縁部を嵌合することに

より、器具に保持されている（同[0034]，[0055]，[0056]）。したがって、ベース部材 3 は、カバー部材 13 を介して、基板 2 を器具に取り付けているといえ、本件発明 4－5 の「取付部材」（構成要件 4-5G）に相当するものと認められる。

5 以上によれば、乙 1 5 1 発明は、本件発明 4－5 の構成要件 4-5G に相当する構成を有するといえる。これに反する原告パナソニックの主張は採用できない。

オ 乙 1 5 1 発明のカバー部材 13 は、「ポリカーボネートまたは拡散材入りポリカーボネート」で構成される（乙 1 5 1 文献[0032]，[0055]）。また、前記エ(イ)のとおり、ベース部材 3 は、LED 素子 1 が実装された基板 2 を保持し、カバー部材 13 の内側に曲面部側を LED 素子が指向するように装着されていることから、カバー部材 13 は、複数の LED を覆うようにしてベース部材 3 に取り付けられるものと理解される。

以上によれば、乙 1 5 1 発明は、本件発明 4－5 の構成要件 4-5H に相当する構成を有するといえる。

カ 前記(1)ウのとおり、乙 1 5 1 発明は本件発明 4－1 の構成要件 4-1G に相当する構成を有することに鑑みると、本件発明 4－5 の構成要件 4-5I に相当する構成を有するといえる。

キ 以上によれば、乙 1 5 1 発明は、本件発明 4－5 の構成要件 4-5A～J の全てに相当する構成を有することから、本件発明 4－5 は、乙 1 5 1 発明と同一の発明であると認められる。本件発明 4－5 と乙 1 5 1 発明が同一である以上、技術的思想は問題とならない。

(3) 小括

以上のとおり、乙 1 5 1 発明は、本件各発明 4 の構成要件の全てに相当する構成を備えており、本件各発明 4 と同一の発明であると認められる。

したがって、本件各発明 4 は、本件原出願の日（平成 2 4 年 1 0 月 1 1 日）より前に公開された公報に記載された発明であるから、本件各発明 4 に係る本件特許 4 は、法 2 9 条 1 項 3 号に違反してされたものであって、特許無効審判により無効に

されるべきものである。そうである以上，原告パナソニックは，被告に対し，本件特許権 4 を行使することができない。

4 まとめ

以上より，その余の点について論ずるまでもなく，原告パナソニックの本件特許
5 権 4 の侵害に基づく請求は，いずれも理由がない。

以 上

別添 特許公報省略

特許権4充足論一覧表

特許	器具本体		適合ユニット型番 (RAD-) (※はオプティカルタイプ)	オプティカルタイプ	逆富士形		下面開放形	反射笠付形	下面開放形(埋込)			白ルーバー形	空調ダクト回避型	トラフ形	ウォールウォッシャー形
	電力	型番			W230	W150			W300	W220	W150				
被告製品6	(1)	LEDベースライト 110Wタイプ	ERK9585W ERK9640W ERK9560W ERK9562W	533NA/WA, 562N/NA/W/WA, 563N/W, 572DA/NA/WA/WWA, 594N/W, 600N/W/WW, 601N/W, 602N/W, 630N/W/WW, 636N/W/WW, 645W/WW, 701N/W, 710N/W, 711N/W		ERK9585W ERK9640W								ERK9560W	
	(2)	LEDベースライト 110Wタイプ	ERK9818W ERK9826W ERK9584W ERK9635W ERK9636W	533NA/WA, 562NA/WA, 572DA/NA/WA/WWA, 594N/W, 600N/W/WW, 602N/W, 630N/W/WW, 636N/W/WW, 645W/WW, 701N/W, 710N/W, 711N/W			ERK9819W		ERK9826W						
	(3)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9820W ERK9637W ERK9845W ERK9846W ERK9583W ERK9638W ERK9639W ERK9587W	498NA/WA/WWA, 496NA/WA, 553D/N/W/WW, 564N/W/WW, 595D/L/N/W/WW, 596N/W, 603L/N/W/WW, 605N/W, 637L/N/W/WW, 646W/WW, 647W/WW, 648W/WW, 661N/W/WW, 702N/W, 705N/W	RAD-637L/N/W/WW	ERK9584W ERK9635W ERK9845W ERK9846W		ERK9820W ERK9637W ERK9847W						ERK9636W	
	(4)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9638W ERK9639W ERK9587W ERK9586W ERK9642W ERK9641W ERK9561W	498NA/WA/WWA, 500NA/WA, 554N/W/WW, 568N/W/WW, 597N/W/WW, 598N/W, 604N/W/WW, 606N/W, 650N/W/WW, 657W/WW, 658W/WW, 659W/WW, 660N/W/WW, 703N/W, 706N/W	RAD-650N/W/WW					ERK9638W ERK9639W		ERK9587W			
	(5)	LEDベースライト 20Wタイプ	ERK9560W ERK9642W ERK9641W ERK9561W	598N/W, 607N/W, 634N/W		ERK9560W ERK9641W						ERK9642W			
	(6)	LEDベースライト 110Wタイプ	ERK9817W	533NA/WA, 562N/NA/W/WA, 563N/W, 572DA/NA/WA/WWA, 594N/W, 600N/W/WW, 601N/W, 602N/W, 630N/W/WW, 636N/W/WW, 645W/WW, 701N/W, 710N/W, 711N/W										ERK9561W	ERK9817W
	(7)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9818W	498NA/WA/WWA, 500NA/WA, 554N/W/WW, 568N/W/WW, 597N/W/WW, 598N/W, 604N/W/WW, 606N/W, 650N/W/WW, 657W/WW, 658W/WW, 659W/WW, 660N/W/WW, 703N/W, 706N/W	RAD-650N/W/WW										ERK9818W
	(8)	LEDベースライト 110Wタイプ	ERK9393W ERK9396W	527N/W, 528N/W, 533N/W, 534N/W		ERK9393W ERK9396W									
	(9)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9306W ERK9309W	493N/W/WW, 494N/W/WW, 502N/W/WW		ERK9306W ERK9309W									
	(10)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9307W ERK9308W	493N/W/WW, 494N/W/WW, 495N/W, 496N/W, 502N/W/WW, 503N/W		ERK9307W ERK9308W		ERK9309W							
	(11)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9310W	497N/W/WW, 498N/W/WW, 504N/W/WW										ERK9308W	
	(12)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9311W	497N/W/WW, 498N/W/WW, 499N/W, 500N/W, 504N/W/WW, 505N/W						ERK9310W					
	(13)	LEDベースライト 20Wタイプ	ERK9474W ERK9475W	542N/W		ERK9474W ERK9475W						ERK9311W ERK9475W			
	(14)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9491W ERK9488W	(LEDユニット付きセット商品)			ERK9488W							ERK9491W	
本件発明4-1	4-1A	複数のLEDが実装されたLED基板と、		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4-1B	前記LED基板が取り付けられる取付部材と、		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4-1C	拡散性を有し且つ前記LED基板を覆うようにして前記取付部材に取り付けられるカバー部材とを備えた		✖	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4-1D	光源ユニットであって、		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4-1E	前記カバー部材は、前記取付部材に取り付けられる一対の突壁部と、		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4-1F	前記一対の突壁部の各々に対して前記一対の突壁部が並ぶ方向における前記突壁部よりも外側に延出する一対の延出部とを有し、		✖	✖	✖	✖	✖	✖	✖	✖	✖	✖	✖	✖
	4-1G	前記カバー部材は、長尺状に形成された器具本体の一面に設けられた収容凹部に前記光源ユニットを収容した状態では、前記器具本体の長手方向及び幅方向と直交する方向において前記一対の延出部の各々が前記収容凹部の開口端縁と隙間が生じないように重なっていることを特徴とする		✖	✖	✖	✖	✖	✖	✖	✖	✖	✖	✖	✖
	4-1H	光源ユニット。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4-5A	長尺状に形成された器具本体と、		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4-5B	前記器具本体に取り付けられる光源ユニットと、		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4-5C	前記光源ユニットに対して点灯電力を供給する電源装置とを備え、		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4-5D	前記器具本体の一面には、前記器具本体の長手方向に沿って矩形的収容凹部が設けられており、		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✖	✖
	4-5E	前記電源装置は、前記光源ユニットを前記器具本体に取り付けた状態において前記収容凹部に配置され、		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✖	✖
	4-5F	前記光源ユニットは、複数のLEDが実装されたLED基板と、		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
本件発明4-5	4-5G	前記複数のLEDが前記収容凹部の外側を向くようにして前記LED基板を前記器具本体に取り付けるための取付部材と、		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✖	✖
	4-5H	拡散性を有し且つ前記複数のLEDを覆うようにして前記取付部材に取り付けられるカバー部材とを有し、		✖	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4-5I	前記カバー部材は、前記光源ユニットを前記器具本体に取り付けた状態で、前記器具本体の長手方向及び幅方向と直交する方向において前記収容凹部の開口端縁と隙間が生じないように重なる延出部が設けられていることを特徴とする		✖	✖	✖	✖	✖	✖	✖	✖	✖	✖	✖	✖
	4-5J	照明器具。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(別添)

被告製品 6 の各構成 (原告パナソニックの主張)

- 5 1 本件発明 4 - 1 関係
- 4-1a 複数の LED が実装された LED 基板と (別紙 3 物件説明書構成 6 -
④) ,
- 4-1b 前記 LED 基板が取り付けられる取付部材と (同構成 6 -④) ,
- 4-1c 乳白色のポリカーボネートからなり且つ前記 LED 基板を覆うようにし
10 て前記取付部材に取り付けられるカバー部材とを備えた (同構成 6 -④)
- 4-1d LED ユニットであって (同構成 6 -④) ,
- 4-1e 前記カバー部材は, 前記取付部材に取り付けられる一対の突壁部と
(同構成 6 -⑩) ,
- 4-1f 前記一対の突壁部の各々に対して前記一対の突壁部が並ぶ方向におけ
15 る前記突壁部よりも外側に延出する一対の延出部とを有し (同構成 6 -
⑪, 6 -⑫) ,
- 4-1g 前記カバー部材は, 長尺状に形成された器具本体の一面に設けられた
収容凹部に前記 LED ユニットの収容した状態では, 前記器具本体の長
手方向及び幅方向と直交する方向において前記一対の延出部の各々が前
20 記収容凹部の開口端縁と隙間が生じないように重なっていることを特徴
とする (同構成 6 -⑬)
- 4-1h LED ユニット (同構成 6 -①) 。

2 本件発明 4－5 関係

4-5a 長尺状に形成された器具本体と（同構成 6－①），

4-5b 前記器具本体に取り付けられる LED ユニットと（同構成 6－①），

4-5c 前記 LED ユニットに対して点灯電力を供給する電源装置とを備え（同
5 構成 6－④），

4-5d 前記器具本体の一面には，前記器具本体の長手方向に沿って収容凹部
が設けられており（同構成 6－③），

4-5e 前記電源装置は，前記 LED ユニットの前記器具本体に取り付けた状態
において前記収容凹部内に配置され（同構成 6－⑤），

10 4-5f 前記 LED ユニットは，複数の LED が実装された LED 基板と（同構成
6－④），

4-5g 前記複数の LED が前記収容凹部の外側を向くようにして前記 LED 基
板を前記器具本体に取り付けるための取付部材と（同構成 6－④），

15 4-5h 乳白色のポリカーボネートからなり，かつ，前記複数の LED を覆うよ
うにして前記取付部材に取り付けられるカバー部材とを有し（同構成 6
－④），

4-5i 前記カバー部材は，前記 LED ユニットの前記器具本体に取り付けた状
態で，前記器具本体の長手方向及び幅方向と直交する方向において前記
収容凹部の開口端縁と隙間が生じないように重なる延出部が設けられて
20 いることを特徴とする（同構成 6－⑬）

4-5j 照明器具（同構成 6－⑮）。

以 上

(別紙 9)

本件特許権 5 関係の請求に関する事実及び理由

第 1 前提事実（争いのない事実及び弁論の全趣旨より容易に認定できる事実）

5 1 本件特許権 5

原告 PIPM は、以下の特許権（本件特許権 5）を有する。

特許番号 特許第 5975400 号

発明の名称 照明器具

出願日 平成 25 年 1 月 17 日（以下「本件出願日」という。）

10 登録日 平成 28 年 7 月 29 日

特許請求の範囲 別添特許公報（甲 5 の 2）の特許請求の範囲請求項 1 に記載のとおり（以下、同請求項記載の発明を「本件発明 5」という。また、本件特許 5 に係る願書に添付した明細書及び図面を「本件明細書 5」という。）

2 構成要件の分説

15 本件発明 5 をそれぞれ構成要件に分説すると、別添「特許権 5 充足論一覧表」の「構成要件」の「5A」～「5J」の各欄に記載のとおりである。

3 被告の行為

(1) 被告は、業として、遅くとも平成 26 年 3 月 1 日から、被告製品 6 の製造、販売又は販売の申出をそれぞれ開始した。

20 被告製品 6 について、別紙 2 物件目録記載の器具本体の型番、適合ユニットの型番及び製品の形（型）の対応関係は、別添「特許権 5 充足論一覧表」の「被告製品 6」の各欄記載のとおりである（なお、灰色の塗り潰し部分は本件の対象ではない。）。

25 さらに、被告製品 6 に採用されるカバー部材には、被告製品 6－(3)に代表される新カバー部材のタイプ、被告製品 6－(9)に代表される旧カバー部材のタイプ及び被告製品 6－(3)に代表されるオプティカルタイプの 3 種類がある。

(2) 被告製品 6 の構成

別添「被告製品 6 の構成（原告 PIPM の主張）」記載の被告製品 6 の構成のうち、構成 5a, e～g 及び j については、当事者間に争いがない。

また、被告製品 6 について、原告 PIPM が「反射部材」と主張する部位が器具本体と一体であることは、当事者間に争いがない。

なお、上記以外の被告製品 6 の構成については当事者間に争いがあるところ、さらに、被告製品 6 のうちトラフ形の製品の一部（別添「特許権 5 充足論一覧表」のうち黄色で塗り潰した欄の型番の製品。以下「片面白色形」という。）については、器具本体につき片面のみ予め白色塗装されたカラー鋼板が用いられていることから、被告製品 6 全般についての構成の争いに加え、「白色塗装されていること」（構成 5i）に関しても、争いがある。

4 構成要件の充足

被告製品 6 が、別添「特許権 5 充足論一覧表」の各構成要件欄に「○」が付されている本件発明 5 の各構成要件を充足することについては、当事者間に争いがない。構成要件の充足につき争いがあるのは、同一一覧表に「争」の記載がある部分である。

5 争点

(1) 本件特許権 5 関係の請求に固有の争点

ア 構成要件の充足性

(ｱ) 被告製品 6 全般について

a 構成要件 5B～D（反射部材）の充足性（争点 1）

b 構成要件 5D, H 及び I（凹所）の充足性（争点 2）

c 構成要件 5H（延出部）の充足性（争点 3）

(ｲ) 片面白色形について

構成要件 5B（反射部材）及び 5I（反射面）の充足性（争点 4）

イ 無効理由の有無

(ｱ) 無効理由 1（旧 iD シリーズ発明を引用例とする新規性欠如）の有無（争点 5）

(イ) 無効理由 2 (旧 iD シリーズ発明を主引用例とする進歩性欠如) の有無 (争点 6)

(ウ) 無効理由 3 (ERK 発明を引用例とする新規性欠如) の有無 (争点 7)

(2) 本件特許権 1 関係の請求と共通の争点

5 損害額 (争点 8)

第 2 争点に関する当事者の主張

1 構成要件 5B～D (反射部材) の充足性 (争点 1)

(原告 PIPM の主張)

(1) 「反射部材」 (構成要件 5B～D) の意義

10 ア 本件発明 5 の構成要件 5A, B 及び C によれば, 特許請求の範囲の文言上, 「反射部材」は光源ユニットから放射される光を照明空間に向けて反射するものとして規定されているものの, 「反射部材」が「器具本体」と物理的に区別されたものであるか否かという具体的構造は特定されていない。

また, 構成要件 5C によれば, 反射部材は器具本体に「保持」されるものである。
15 「保持」とは, 「保ちつづけること」, 「一定の状態に支持すること。支持された状態を保ち続けること。」などを意味する。すなわち, 「保持」とは, 一定の状態の継続性に着目した用語であり, 継続するための手段や態様を問うものではなく, 「継続」の主体と客体が別部材であることを要するといった具体的構成を特定するものではない。

20 したがって, 本件発明 5 における「反射部材」 (構成要件 5B～D) は, 光源ユニットから放射される光を照明空間に向けて反射するという役割を担うものであって, かつ, 器具本体の一部であるか否かを問わず, 器具本体との関係で一定の状態を維持し続けているものであれば足りる。

イ 本件明細書 5 記載の実施例につき, 「反射部材」が器具本体と別部材である
25 ことが示されているものと理解するとしても, 特許発明の技術的範囲は実施例に限定されるものではない。

そもそも、本件明細書 5 記載の実施例も、器具本体が保持筐体を介して反射部材と一体化された照明器具を開示するものである。すなわち、本件明細書 5 においては、器具本体と反射部材について、細かく分解していけば各部品に分かれることがあっても、両者を一体として把握することが前提となっており、別部品であるか一
5 体成形されたものかを区別していない。

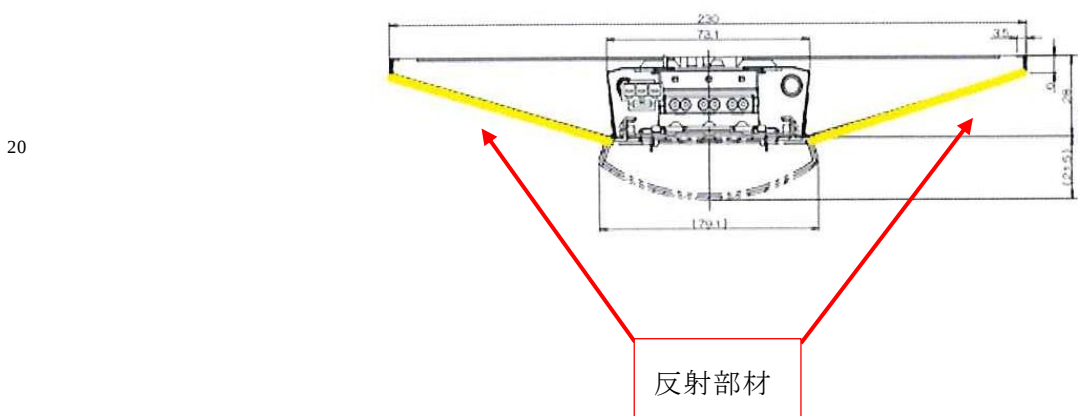
また、本件明細書 5 記載の反射部材と取付板とを溶接等で一体化し、さらに取付板を器具本体に一体化して反射部材を器具本体に一体化したとしても、凹所や延出部に直接影響を与えるものではないため、これを用いた照明器具は、本件発明 5 の作用効果をそのまま奏することになる。すなわち、反射部材と器具本体とが一体で
10 あろうが別部材であろうが、本件発明 5 の作用効果を奏することに違いはない。

なお、器具本体と反射部材が一体の場合において、反射部材に相当する部分である「底板」を器具本体と理解することは何ら不合理なものではない。

(2) 構成要件の充足

被告製品 6 は、製品の形ごとに、以下の図の黄色部分として特定したとおり、い
15 ずれも、器具本体と一体となり、光を照射空間に反射し、器具本体に保持されている「反射部材」を備えている。

ア 逆富士形



25

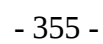
5



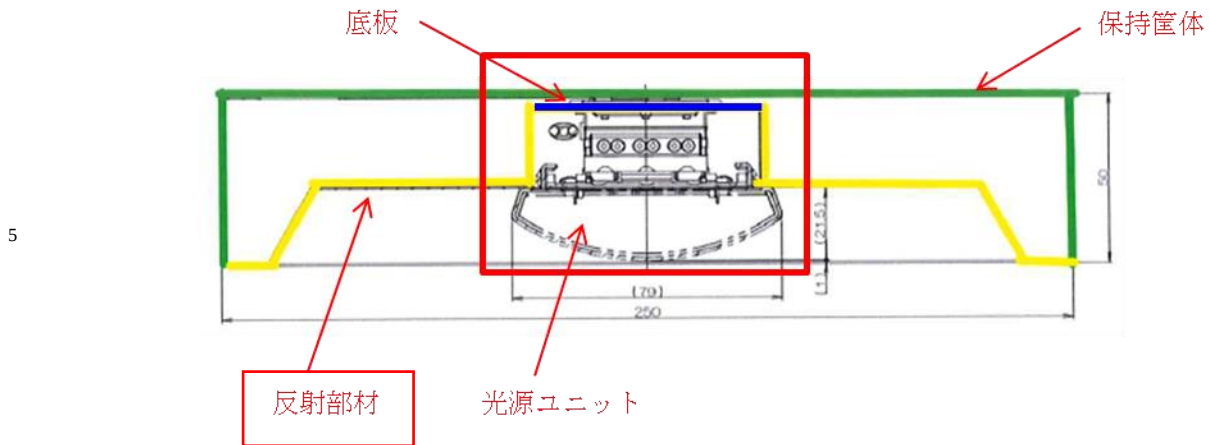
15



25



オ 保持筐体付き下面開放形



したがって、被告製品 6 は、いずれも、本件発明 5 の「反射部材」（構成要件
10 5B～D）を備えている。

（被告の主張）

（1）「反射部材」（構成要件 5B～D）の意義

本件発明 5 の「照明器具」（構成要件 5D）は、「光源ユニット」（同 5A）と、
「反射部材」（同 5B）と、「器具本体」（同 5C）とを「備え」るものと特定され
15 ている。このような場合、光源ユニット、器具本体及び反射部材が最終的に照明器
具として一体に形成されとしても、それぞれが別部材であると理解することが通
常であり、器具本体の一部の部位を「反射部材」として把握し直すことは不自然で
ある。

また、本件発明 5 の照明器具は、「前記光源ユニットと前記反射部材を保持する
20 器具本体とを備え」（構成要件 5C）と特定されているところ、「保持」とは「た
もちつづけること。手放さずにもっていること」である。器具本体が別部材である
「光源ユニット」を当該意味で「保持する」一方で、「反射部材」について、器具
本体の一部の部位として一定の状態に保つという意味で「保持する」と解釈するこ
とは、場当たりの解釈であり成り立たない。

25 本件明細書 5 では、一貫して、器具本体の一部である「反射板」と「反射部材」
とは区別した用語で特定されており、特許請求の範囲に記載された「反射部材」だ

け、「反射板」を含む用語と解釈することはできない。

さらに、原告が主張するような、一体の構成の一部部位を「器具本体」とし、その余の部位を「反射部材」と解するような解釈は、当業者が使用する用語の理解として成り立たない。

5 (2) 構成要件の非充足

被告製品 6 は、いずれも、LED ユニットが一つだけであり、2 個以上の LED ユニットの間に設置されるべき「反射部材」は存在しておらず、器具本体の一部である反射板部があるのみである。

したがって、被告製品 6 は、いずれも、「反射部材」を備えないことから、構成要件 5B～D を充足しない。

2 構成要件 5D、H 及び I（凹所）の充足性（争点 2）

（原告 PIPM の主張）

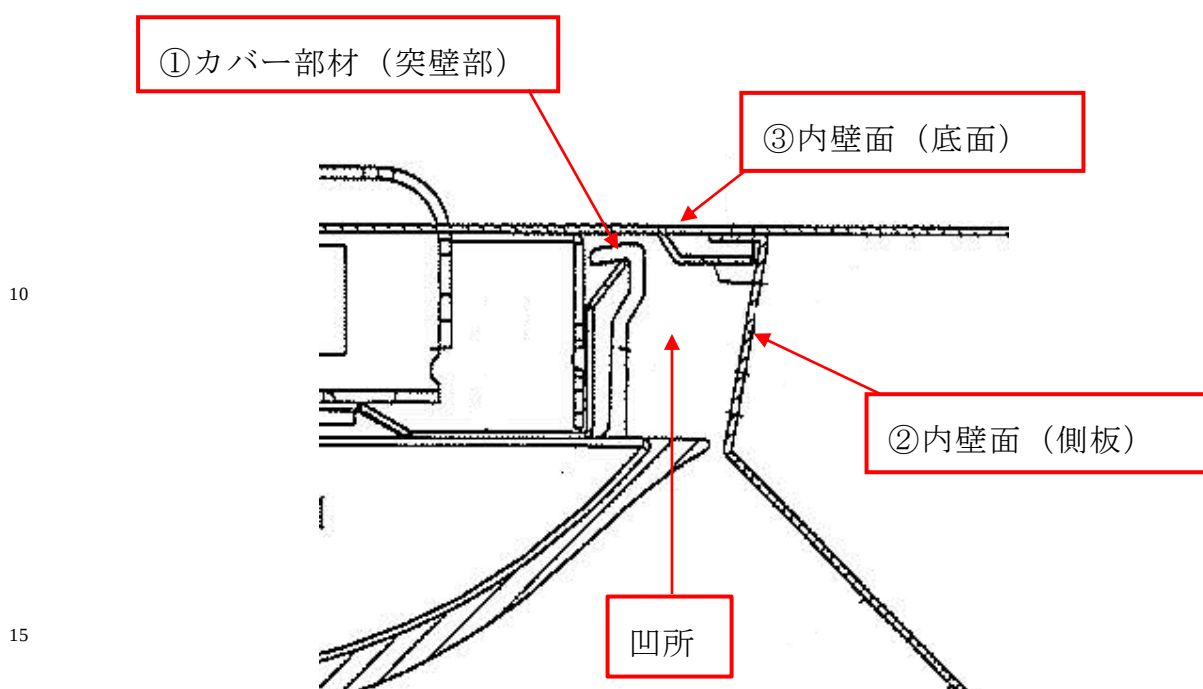
(1) 「凹所」（構成要件 5D、H 及び I）の意義

本件発明 5 に係る特許請求の範囲には、「凹所」に関して、「前記光源ユニットと前記反射部材との間に、前記照明空間に向けて開口する凹所が形成された照明器具であって」（構成要件 5D）、「前記凹所は、前記光源ユニット並びに前記開口面と対向する内壁面が反射面となっていることを特徴とする」（同 5I）との記載がある。これらの記載から、「凹所」の構成について、光源ユニットと反射部材（これを保持する器具本体を含む。）との間の「空間」であること、開口面と対向する面は、光源ユニットから出射された光を「反射」する機能を持つこと、を読み取ることができる。ここで、「凹所」において光源ユニットから出射された光を反射する機能を持ち得るのは、光源ユニットに対向する内壁面と、開口面と対向する内壁面だけである。また、本件明細書 5 の記載によれば、構成要件 5I の構成を備えなければ、凹所は、輝度の低下が発生する部位となってしまう、これによってカバー部材の両端に暗い筋が生じてしまう。

したがって、本件発明 5 の「凹所」は、光源ユニット、光源ユニットに対向する

内壁面及び開口面に対向し光源ユニットから出射された光を反射する機能を持つ内壁面、の3つから構成されるものである。

さらに、本件明細書5記載の実施例を参酌すると、下図のとおり、本件発明5の「凹所」は、①カバー部材の突壁部、②カバー部材の突壁部に対向する内壁面（側板）、及び③開口面に対向する内壁面（底面）によって、構成されることになる。



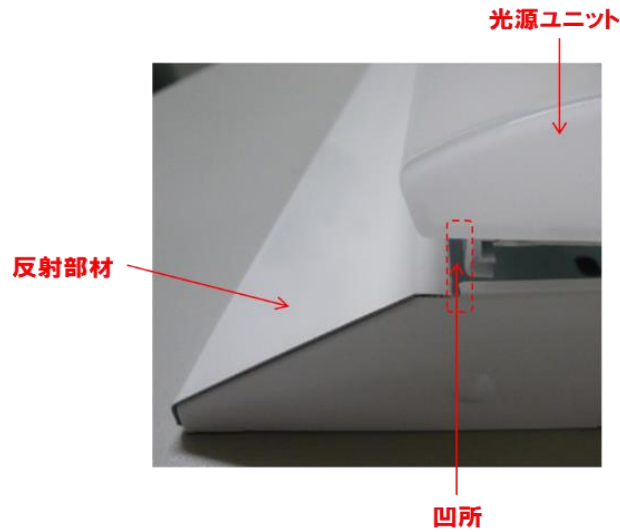
(2) 構成要件の充足

ア 保持筐体付きの下面開放形以外の被告製品6について

被告製品6において、「反射部材」は器具本体と一体となっているところ、被告製品6（保持筐体付きの下面開放形以外のもの。本項において、以下同じ。）は、以下の逆富士形の例のように、カバー部材の突壁部、カバー部材の突壁部に対向する内壁面（側板）及び開口面に対向する内壁面（底面）の存在を見て取ることができる。

したがって、被告製品6は、本件発明5の「凹所」（構成要件5D, H, I）を備えている。

5



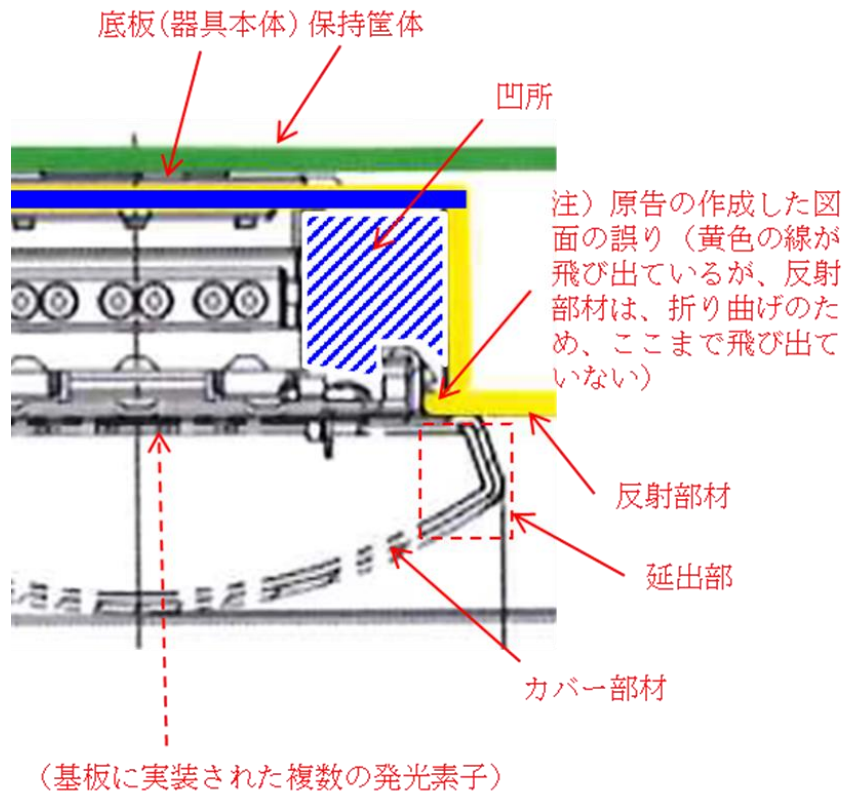
イ 保持筐体付きの下面開放形の被告製品 6 について

10

以下のとおり，保持筐体付きの下面開放型の被告製品 6 においても，カバー部材の突壁部，カバー部材の突壁部に対向する内壁面（側板）及び開口面に対向する内壁面（底面）の存在を見て取ることができる。

したがって，上記被告製品 6 も，本件発明 5 の「凹所」（構成要件 5D，H，I）を備えている。

15



20

25

(被告の主張)

(1) 「凹所」 (構成要件 5D, H 及び I) の意義

本件発明 5 は, 構成要件 5D において, 「光源ユニット」と「反射部材との間」において, 「照明空間に向けて開口する」空間を「凹所」と称している。

5 (2) 構成要件の非充足

前記 1 (被告の主張) のとおり, 被告製品 6 は, いずれも「反射部材」を有しない以上, 反射部材と光源ユニットとの間に形成される空間である本件発明 5 の「凹所」を有しない。

また, 被告製品 6 の「光源ユニット」と「器具本体」 (の一部である反射板部) との間には隙間があるものの, この隙間は, いわば「遊びの隙間」であり, 本件発明 5 の「照明空間に向けて開口する凹所」 (構成要件 5D) を形成するものではない。

本件明細書 5 の記載によれば, 本件発明 5 において「凹所」が設けられる理由は, 取付板に設けられた差し込み部と光源ユニットとの干渉を避けるためである。しかし, 被告製品 6 においては, 器具本体の底面に, そもそも光源ユニットとの間で干渉が生じる部位が存在しない。

以上のとおり, 被告製品 6 の上記「遊びの隙間」をもって, 本件発明 5 の「凹所」とする合理的根拠はない。

3 構成要件 5H (延出部) の充足性 (争点 3)

20 (原告 PIPM の主張)

(1) 「延出部」 (構成要件 5H) の意義

特許請求の範囲の記載によれば, 本件発明 5 の「延出部」に関しては, 「前記カバー部材は, 前記取付部材よりも外側に延出して前記凹所の開口面と重なる延出部を有し」 (構成要件 5H) とされている。

25 このような記載によれば, 「延出部」は, カバー部材の客体 (構成) とされており, カバー部材と別物品であるとは理解されない。本件明細書 5 の記載によっても,

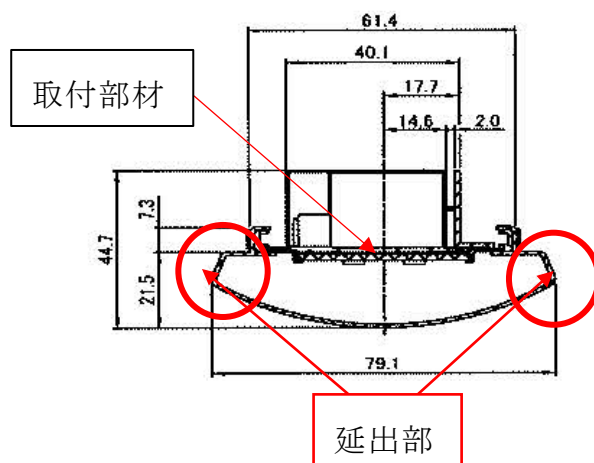
「延出部」は、カバー部材の構成部分として記載されており、「LED 基板を覆う」部位とは区別されたものと理解することはできない。

(2) 構成要件の充足

被告製品 6 は、カバー部材のいずれのタイプにおいても、以下のとおり、カバー部材は、その両端において、一対の突壁部が並ぶ方向における各突壁部よりも外側に延出した部分を有しており、これは本件発明 5 の「延出部」（構成要件 5H）に相当する。

ア 新カバータイプ

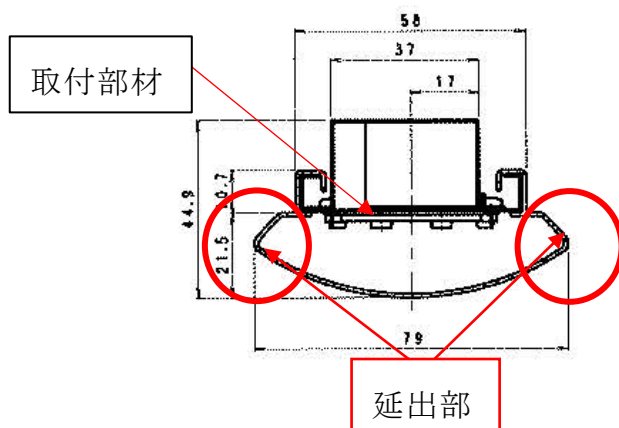
RAD564N2（被告製品 6-3）



イ 旧カバータイプ

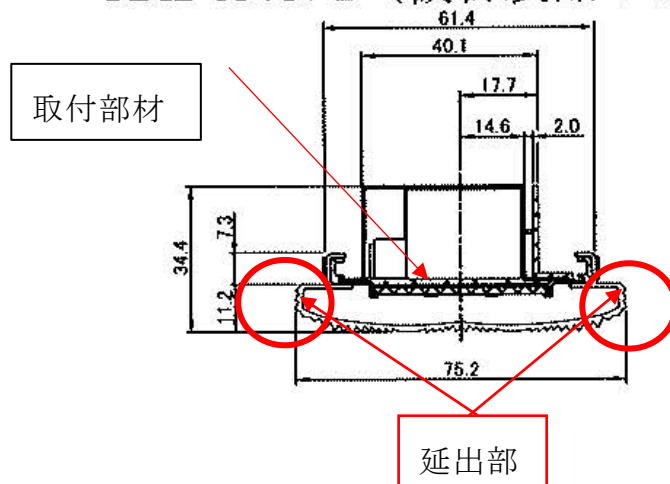
（下図は「被告製品 6 ー(8)」とあるが、「被告製品 6 ー(9)」である。）

RAD493N-2（被告製品 6-8）



ウ オプティカルタイプ

RAD637N-2 (被告製品 6-3)



(3) 「延出部」の構成により作用効果を奏すること

本件発明 5 における「見栄えの向上」という作用効果は、定量的に定められたものではなく、定性的なものである。したがって、本件発明 5 では、延出部における輝度低下が少しでも抑えられていれば、その作用効果として十分である。

被告製品 6 は、被告の測定によっても、延出部に相当する構成を備えることにより当該延出部の輝度が高くなることが確認されている以上、見栄えの向上に寄与しており、本件発明 5 の作用効果を奏している。

(被告の主張)

(1) 「延出部」(構成要件 5H) の意義

「延出部」とは、いわゆる特許用語として、「何らかの部材の一端から伸び出ている部分」を特定すべき用語と理解される。また、「延出部」との用語は、多くは板状又は線状の部材を特定するために使用され、筒状ないし管状の部材も含め、部材の端から形状を保って伸ばし出ている構成を特定するものである。換言すれば、延出部は、カバー部材との「物品とは区別された端部」として「伸び出ている」部分を特定するために用いられる用語と理解できる。

本件発明 5 は、まず、「透光性を有し且つ前記発光素子を覆うように前記取付部

材に取り付けられるカバー部材とを具備し」（構成要件 5G）として、「カバー部材」につき「発光素子を覆うように」これを内包する部材であることを特定した上で、「前記カバー部材は、前記取付部材よりも外側に延出して前記凹所の開口面と重なる延出部を有し」（同 5H）と特定している。したがって、「延出部」（同 5H）は、「発光素子を覆う」部位でないものとして区別される部位をいうものと理解される。

(2) 構成要件の非充足

被告製品 6 のカバー部材は、突壁部を除き全て LED 基板を内包する部材として一体となっている。

したがって、被告製品 6 は、本件発明 5 の「延出部」（構成要件 5H）に相当する構成を有しない。

(3) 作用効果の不奏功

被告製品 6 は、LED を内包するカバー部材の両端部を、突壁部よりも外側に、上面側、縦面部及び下面部からなる断面略コの字状の半筒状に形成する（膨出させる）ことによって、光源ユニットと器具本体との間の隙間に生じ得る暗部に関する光学的処理を行っている。したがって、カバー部材の端部により伸び出された「延出部」によって課題を解決する本件発明 5 の課題解決原理を一切使用していない。

4 構成要件 5B（反射部材）及び 5I（反射面）の充足性（争点 4）

（原告 PIPM の主張）

特許請求の範囲の記載によれば、「反射部材」（構成要件 5B）及び「反射面」（同 5I）が光を反射する方法について、塗装方法等による限定は設けられていない。

被告製品 6 に用いられている鋼材は、銅等と同じく 50～60%の反射率を有する以上、片面白色形についても、その内壁面は反射面となっている。したがって、片面白色形も、「光を照明空間に向けて反射する反射部材」（構成要件 5B）及び「反射面」（同 5I）を備えているといえる。

（被告の主張）

本件明細書 5 では、単なる「鋼板」と「白色塗装などで反射面とする」部位とを分けて説明されている。

また、照明器具の分野において、メタリックな鏡面仕上げをした鋼板や、白色に塗装した鋼板を「反射面」と呼ぶことはあっても、ただの灰緑色の鋼板を「反射面」
5 と判断する当業者はいない。さらに、片面白色形の底面の反射率は 40% 弱であり、照明装置の分野において「反射面」と評価され得るものではない。

したがって、片面白色形は、「反射部材」（構成要件 5B）及び「反射面」（同 5I）の構成を有しない。

5 無効理由 1（旧 iD シリーズ発明を引用例とする新規性欠如）の有無（争点
10 5）

（被告の主張）

（1）無効理由 1－1 及び 1－2

ア 本件発明 5 に係る特許請求の範囲の記載の解釈につき、原告 PIPM の主張を前提とすると、本件特許 5 には以下の無効理由が存在する。

15 すなわち、原告パナソニックは、本件出願日以前である平成 24 年 11 月に発行された同社のカタログ 2 冊（乙 24，123。以下、それぞれ「本件カタログ①」，「本件カタログ②」という。）において、「一体型 LED ベースライト iD シリーズ」という名称の各製品（以下「旧 iD シリーズ製品」という）を掲載し、同年 12 月、その販売を開始した。本件カタログ①及び②は、旧 iD シリーズ製品の販売に合
20 せて、遅くとも同月には頒布されたものである。

本件カタログ①及び②には、旧 iD シリーズ製品に係る発明（以下「旧 iD シリーズ発明」という。）の構成が示されているところ、これによれば、以下のとおり、旧 iD シリーズ発明の構成は、本件発明 5 と同一である。

そうすると、本件発明 5 は、特許出願前に日本国内において頒布された刊行物に記載された発明であるから、本件特許 5 は、法 29 条 1 項 3 号に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものである（法 123 条 1 項 2
25

号)。したがって、原告 PIPM は、被告に対し、本件特許権 5 を行使することはできない（法 104 条の 3 第 1 項。以下、本件カタログ①を引用例とする新規性欠如の無効理由を「無効理由 1－1」と、本件カタログ②を引用例とする新規性欠如の無効理由を「無効理由 1－2」という。）。)

5 イ 旧 iD シリーズ発明の構成

本件カタログ①記載の旧 iD シリーズ製品の構成は、下図のとおりである。



これによれば、当業者は、旧 iD シリーズ発明の構成として、以下の発明特定事項を読み取ることができる（本件カタログ②からも同様である。）。

5A'-1 光を放射する LED ライトバーユニットと、

5B'-1 前記 LED ライトバーユニットから放射される光を照明空間に向けて反射する器具本体の反射板部（反射部材）と、

5C'-1 光を放射する LED ライトバーユニットと器具本体の反射板部とを有する（保持する）器具本体とを備え、

5D'-1 前記 LED ライトバーユニットと前記反射板部との間に、前記照明空間に向けて開口する凹所が形成されたベースライトであって、

10 5E'-1 前記 LED ライトバーユニットは、基板に実装された複数の発光素子と、

5F'-1 前記基板が取り付けられる取付部材と、

5G'-1 透光性を有し且つ発光素子を覆うように前記取付部材に取り付けられるカバー部材とを具備し、

15 5H'-1 前記カバー部材は、前記取付部材よりも外側に延出して前記凹所の開口面と重なる延出部を有し、

5I'-1 前記凹所は、前記 LED ライトバーユニット並びに前記開口面に対向する内壁面が白色塗装された反射面となっていることを特徴とする

5J'-1 ベースライト

ウ 旧 iD シリーズ発明の構成と本件発明 5 との対比

20 旧 iD シリーズ発明の上記構成 5A'-1～J'-1 は、本件発明 5 の構成要件 5A～J と全く同一である。

エ 小括

したがって、本件発明 5 は、本件出願日前に日本国内において頒布された刊行物（本件カタログ①（無効理由 1－1）又は本件カタログ②（無効理由 1－2））記載の発明であるから、本件特許 5 は法 29 条 1 項 3 号に違反してされた無効なものである。

25

(2) 無効理由 1－3

前記のとおり、旧 iD シリーズ製品は、平成 24 年 12 月に発売された。

被告は、平成 25 年 1 月 30 日、平成 24 年 12 月 7 日製造に係る旧 iD シリーズ製品の逆富士形の器具本体（型番 NNFK90515）及び同月 25 日製造に係る LED
5 ライトバーユニットを保有しているところ、当該製品に係る発明（以下「被告保有旧 iD シリーズ発明」という。）の構成は、旧 iD シリーズ発明と同一である。

したがって、前記(1)と同様の理由により、本件発明 5 は、本件出願日に日本国内において公然実施をされた発明といえることから、本件特許 5 は、法 29 条 1 項 2 号に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものである。
10 よって、原告 PIPM は、被告に対し、本件特許権 5 を行使することはできない。

（原告 PIPM の主張）

(1) 本件カタログ①が平成 24 年 12 月に頒布されていたことは認める。

しかし、本件カタログ①は、原告パナソニックにおいて販売予定の製品の概要を記載したものに過ぎず、その目的及び記載内容からしても、本件発明 5 の「凹所」
15 のような内部構造に関する点までを詳細に把握し得るものではない。

したがって、本件カタログ①のみでは、本件発明 5 の構成と旧 iD シリーズ発明の構成とを比較し得ない。

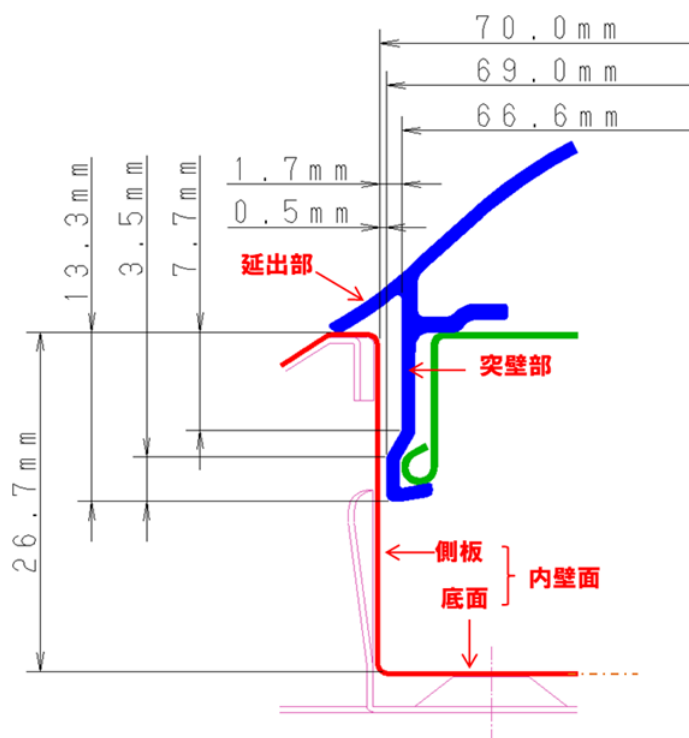
(2) 旧 iD シリーズ製品には、以下のとおり内壁面の底面が存在せず、「凹所」に相当する構成が存在しない。

すなわち、まず、本件発明 5 の「凹所」の意義は、前記 2（原告 PIPM の主張）
20 (1)のとおりである。

他方、旧 iD シリーズ製品においては、下図のとおり、カバー部材の突壁部の天井側の部位が内壁面の側板方向に大きく湾曲していることによって、実質的にはカバー部材の突壁部と内壁面の側板が一体となっている。このため、旧 iD シリーズ
25 製品では、「凹所」の開口面に対向しているのはあくまで「カバー部材の突壁部」であって、底面、すなわち開口面に対向する「内壁面」が存在しない。

5

10



したがって、旧 iD シリーズ製品は、本件発明 5 の「凹所」の構成のうち、開口面に対向する内壁面（底面）の構成を有しておらず、本件発明 5 の「凹所」が存在しない。

15

また、本件発明 5 の「反射面」（構成要件 5I）は、カバー部材から出射された光を反射するものであるから、カバー部材自身は反射面にはなり得ない。このため、仮に旧 iD シリーズ製品のカバー部材の突壁部が「内壁面の底面」にあたるとしても、「反射面」（構成要件 5I）にはなり得ないから、この点でも旧 iD シリーズ製品は「凹所」の構成を充たさない。

20

(3) 以上のとおり、少なくとも、旧 iD シリーズ発明及び被告保有旧 iD シリーズ発明は本件発明 5 の構成要件 5I を充たさないことから、両発明の構成には相違点がある。

6 無効理由 2（旧 iD シリーズ発明を主引用例とする進歩性欠如）の有無（争点 6）

25

（被告の主張）

(1) 無効理由 2－1

ア 本件発明 5 と旧 iD シリーズ発明との相違点

本件発明 5 と旧 iD シリーズ発明との間には、本来、LED ライトバーユニットが複数なのか単数なのか（本件発明 5 の構成要件 5A について。相違点 1），器具本体が別部材として反射部材を保持するのか，器具本体の一部として反射板部があるのか（同 B 及び C について。相違点 2），照明空間に向けて開口する凹所と重なる延出部を有するのか，カバー部材に向けて開口する凹所と重なる延出部を有するのか（同 5H について。相違点 3）という相違点が存在する。

イ 相違点に係る容易想到性

(ア) 被告が平成 24 年 7 月に発行したカタログ（乙 21。以下「被告カタログ①」という。）には、スクエアベースライト・キャッツアイ製品（以下「SBC 製品」という。）が掲載されているところ，その記載内容から，SBC 製品について，2 個の光源ユニット（キャッツアイモジュール），別部材である反射部材を保持する器具本体，及び照明空間に向けて開口する凹所の構成を読み取ることができる。

(イ) 旧 iD シリーズ発明に関しては，本件カタログ①において，その光源ユニットである LED ライトバーユニットが様々な器具本体に取替可能であることがその特徴として掲載されている。

他方，SBC 製品は，同じく取り外し可能なキャッツアイモジュールをその光源ユニットとする器具本体と，これとは別部材である反射部材の構成を開示しており，旧 iD シリーズ発明と機能的に共通である上，既に SBC 製品の器具本体は実機として市場に流通していたことから，SBC 製品の器具本体の構成は周知慣用技術となっていたものである。

したがって，上記相違点に係る構成につき，SBC 発明の器具本体の構成を旧 iD シリーズ発明に適用し，本件発明 5 と同一の構成に想到することは容易である。

(ウ) 以上のとおり，本件発明 5 は，本件出願日前に日本国内において頒布された刊行物に記載された発明である旧 iD シリーズ発明に基づいて容易に発明をすることができたものであるから，本件特許 5 は，法 29 条 2 項に違反してされたもので

あり、特許無効審判により無効にされるべきものである（法１２３条１項２号）。
したがって、原告 PIPM は、被告に対し、本件特許権 ５ を行使することはできない。

(2) 無効理由 ２－２ 及び ２－３

5 SBC 製品に関しては、被告カタログ①のほか、いずれも本件出願日前に頒布された刊行物である SBC 製品の取扱説明書（乙 １ １ ９）及び公然実施をされた製品（器具本体を含む照明器具全体の型番 ERK8986W（乙 １ ２ ０））が存在する。これらの刊行物（無効理由 ２－２）及び公然実施品（無効理由 ２－３）を副引用例とした場合も、前記(1)と同様である。

（原告 PIPM の主張）

10 被告が主張するクレーム解釈を前提としても、旧 iD シリーズ発明に対して特定の被告製品である被告カタログ①記載の器具本体を適用する動機付けはない。そもそも、本件カタログ①には、「組み替え可能な電源内蔵型 LED ユニット」としか記載されておらず、被告が主張するように器具本体との関係を問わない旨を記載したものではないし、このような記載から当業者が旧 iD シリーズ発明に SBC 製品の
15 器具本体の形状を適用することはない。

また、旧 iD シリーズ発明は製品そのものであって、所定の文言により表現された発明はなく、被告カタログ①記載の器具本体を適用することの示唆もなければ、本件カタログ①の具体的課題等も記載されていない。

したがって、本件発明 ５ は、本件カタログ①を主引用例とし、これに被告カタログ①を適用することによって容易に想到し得るものではない。無効理由 ２－２ 及び
20 ２－３ についても同様である。

７ 無効理由 ３（ERK 発明を引用例とする新規性欠如）の有無（争点 ７）

（被告の主張）

(1) 本件発明 ５ に係る特許請求の範囲の記載の解釈につき、原告 PIPM の主張を
25 前提とすると、本件特許 ５ には以下の無効理由が存在する。すなわち、被告は、以下のとおり、本件出願日以前に本件発明 ５ と同一の構成となる SBC 製品のひとつで

ある型番 ERK8986W の照明器具（以下「ERK 製品」といい、これに係る発明を「ERK 発明」という。）を製造、販売して、ERK 発明を実施していた。このため、本件発明 5 は、本件出願日前に日本国内において公然実施をされた発明といえる。

したがって、本件特許 5 は、法 29 条 1 項 2 号に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものである。そうである以上、原告 PIPM は、被告に対し、本件特許権 5 を行使することができない。

(2) 公然実施

ERK 製品は、平成 24 年 2 月発行の被告のカタログ（乙 35。以下「被告カタログ②」という。）に掲載されており、本件出願日前から、ERK 発明は、公然実施をされていたものである。

実際、被告は、ERK 製品を、物件名「大分大学（医病）病棟新営（モデル分）」の案件において、同年 6 月 4 日を着日として実機 2 台を納品するなど、同年中に多くの ERK 製品を出荷した。

(3) ERK 発明の構成等

ア ERK 発明の構成は、以下のとおりである。

5A'-3 光を放射する光源ユニットと、

5B'-3 前記光源ユニットから放射される光を照明空間に向けて反射する反射部材と、

5C'-3 前記光源ユニットと前記反射部材を保持する器具本体とを備え、

5D'-3 前記光源ユニットと前記反射部材との間に、前記照明空間に向けて開口する凹所が形成された照明器具であって、

5E'-3 前記光源ユニットは、基板に実装された 1 乃至複数の発光素子と、

5F'-3 前記基板が取り付けられる取付部材と、

5G'-3 透光性を有し且つ前記発光素子を覆うように前記取付部材に取り付けられるカバー部材とを具備し、

5H'-3 前記カバー部材は、前記取付部材よりも外側に延出して前記凹所の開口

面と重なる延出部を有し、

5I'-3 前記凹所は、前記光源ユニット並びに前記開口面と対向する内壁面が反射面となっていることを特徴とする

5J'-3 照明器具。

5 イ ERK 発明の上記各構成は、本件発明 5 の各構成要件と一致する。したがって、ERK 発明は本件発明 5 と同一であり、本件発明 5 は、本件出願日前に日本国内において公然実施をされた発明である。

(原告 PIPM の主張)

(1) 公然実施をされたとはいえないこと

10 被告カタログ②において、SBC 製品は、現に発売しているのではなく、あくまで発売予定として掲載されているのみである。このような被告カタログ②の記載から公然実施の事実を認めることはできない。また、被告は、自身の販売管理システムに基づき平成 24 年中に多くの ERK 製品が納品されたとするが、被告作成の内部資料に過ぎず、その信用性は著しく低い。

15 以上より、ERK 発明が公然実施をされたとはいえない。

(2) 相違点の存在

ア ERK 製品が「凹所」（構成要件 5D 及び I）を有しないこと

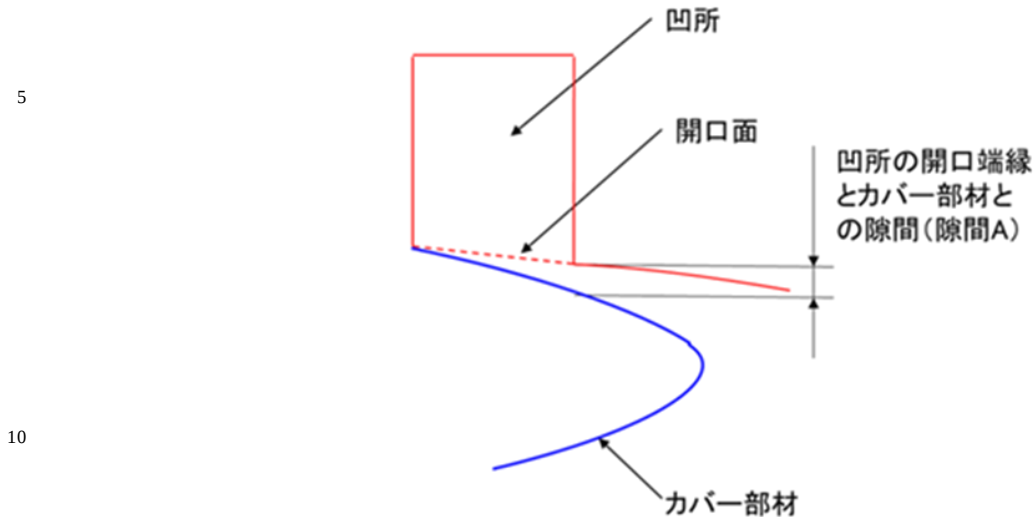
20 本件発明 5 における「凹所」は、光源ユニットと反射部材との間に形成される空間を指す（構成要件 5D）。これに対し、被告が凹所として特定する ERK 製品の箇所は、器具本体の側面と反射部材との間に形成されている空間である。

したがって、ERK 製品は本件発明 5 の「凹所」に相当する構成を備えておらず、この点が本件発明 5 と ERK 発明との相違点となる。

イ ERK 製品が「延出部」（構成要件 5H）を有しないこと

25 本件発明 5 の「延出部」（構成要件 5H）は、本件明細書 5 の記載によれば、凹所内壁面で反射された光が延出部を通して照明空間へ出射されるように、凹所の開口面に重なってこれを隠している構成である。これに対し、ERK 製品は、下図のと

おり、照明器具に光源ユニットを取り付けたとき、器具本体の配置される L 字金具がカバー部材のストッパーとしての役割を果たすことから、凹所の開口端縁と光源ユニットとの間には意図的に設けられた隙間（下図の「隙間 A」）が存在する。



このため、ERK 製品のカバー部材は、凹所の開口面に重なってこれを隠すものではない。そうである以上、ERK 発明は、本件発明 5 の「前記カバー部材は、前記取付部材よりも外側に延出して前記凹所の開口面と重なる延出部を有し」（構成要件 5H）との構成を備えておらず、本件発明 5 と ERK 発明とは、この点で相違する。

また、ERK 製品は、上記隙間が設けられているため、「カバー部材の両端に暗い筋が生じ難くなり、その結果、従来例に比べて見栄えの向上を図ることができる」という本件発明 5 の作用効果を奏しない。

ウ 以上のとおり、本件発明 5 と ERK 発明には複数の相違点が存在するから、両者は同一の発明とはいえない。

8 損害額（争点 8）

（原告 PIPM の主張）

別紙 5 「本件特許権 1 関係の請求に関する事実及び理由」の第 2 「15」（原告 PIPM の主張）を引用する。

（被告の主張）

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（構成要件5B～D（反射部材）の充足性）について

(1) 「反射部材」（構成要件5B～D）の意義

ア 特許請求の範囲の記載

5 特許請求の範囲の記載によれば、本件発明5の「照明器具」は、「光を放射する光源ユニット」（構成要件5A）、「前記光源ユニットから放射される光を照明空間に向けて反射する反射部材」（同5B）及び「前記光源ユニットと前記反射部材を保持する器具本体」（同5C）を備え、「前記光源ユニットと前記反射部材との間に、前記照明空間に向けて開口する凹所が形成された」（同5D）ものである。

10 これによれば、本件発明5の「照明器具」が備えるべき「光源ユニット」（同5A）、「反射部材」（同5B）及びこれらを保持する「器具本体」（同5C）とは、それぞれ別個独立に把握し得る構成として特定されているといえる。

また、「保持する」（同5C）は、一般に、「保ちつづけること」、「一定の状態に支持すること。支持された状態を保ち続けること」などの意味を有する。

15 上記「保持する」の意味が持つ「支持」の要素に着目すると、「支えるもの」・「支えられるもの」という主体・客体の関係性が含まれるものと理解される。そうすると、構成要件5Cは、「器具本体」と「光源ユニット」及び「反射部材」とが部材として別個独立であることを前提として、そのような「光源ユニット」及び「反射部材」を「器具本体」が「支持」することすなわち「保持する」ことを定めるものと理解される。他方、「器具本体」と「光源ユニット」又は「反射部材」につき、物理的には一体であるものの、機能ないし状態につき別個独立のものとして把握し得る場合、その間に「支えるもの」・「支えられるもの」という関係性は成立しない。

25 もっとも、「保持する」の語が含意する「状態の継続性」に着目すれば、前者はもとより、後者の場合も、「光源ユニット」又は「反射部材」を「器具本体」が「保持する」と理解することも、なお可能と思われる。

このため、特許請求の範囲の記載からは、「反射部材」（構成要件 5B～D）につき、「器具本体」と一体のものを含むか否かは、明確とまでは必ずしもいえない。

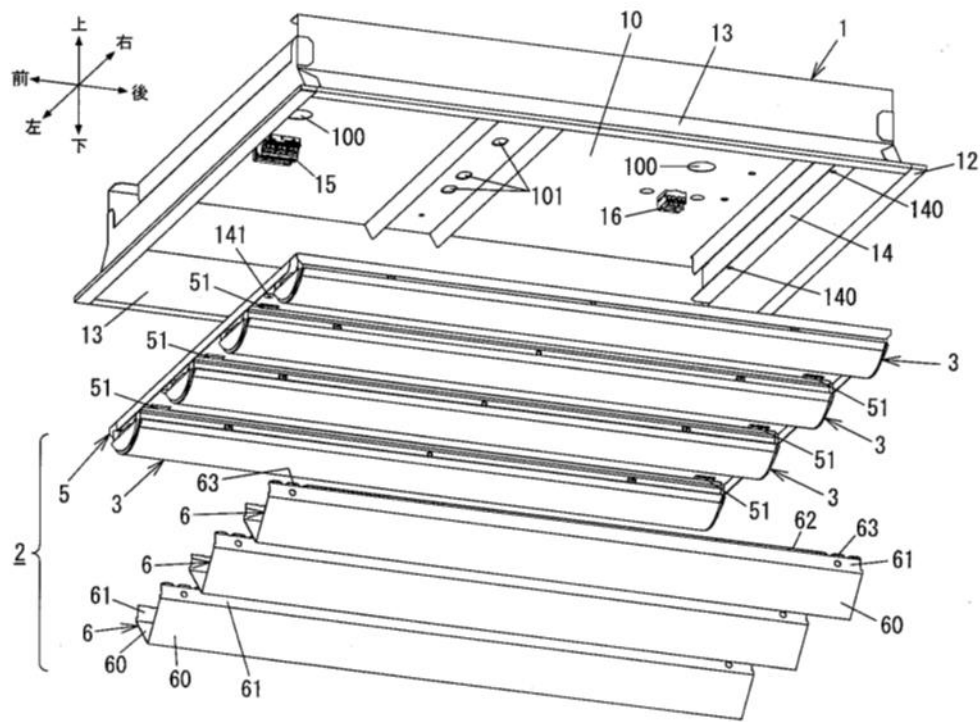
イ 本件明細書 5 の記載

「反射部材」について、本件明細書 5 には、実施例として以下のような記載がある。

すなわち、「反射部材 6」は、「複数…の光源ユニット 3、複数…の点灯装置 4、取付板 5」と共に、「点灯モジュール 2」が「複数」備えるものである（【0013】）。また、「点灯モジュール 2」は、「器具本体 1 に対して着脱自在に取り付けられる」ものであり、「器具本体 1」と共に、「照明器具」が備えるものである（【0012】）。このような「反射部材 6 は、隣り合う光源ユニット 3 の間に生じる 3 箇所のスペースにそれぞれ配置される。これらの反射部材 6 は…一对の反射板 60 と、各反射板 60 の上端から上向きに延出された一对の側板 61 と、各側板 61 の上端から水平向きに突出する突板 62 とが、長形状の金属板を曲げ加工することで一体に形成されている（図 2 参照）。…取付板 5 に設けられている複数の差込部 51 にそれぞれ差込片 63 が差し込まれることにより、取付板 5 に反射部材 6 が取り付けられる」（【0027】）。この「取付板 5 は、鋼板などの金属板が矩形（正方形）に加工されてなる。…4 つの光源ユニット 3 は、長手方向に沿って互いに平行となり且つ隣の光源ユニット 3 との間隔が何れも等しくなるように並べた状態で取付板 5 の下面に固定される」（【0026】）。他方、「器具本体 1 は、図 2 及び図 8 に示すように鋼板などの金属板により、下面が開口した矩形箱状に形成されている。この器具本体 1 において、左右方向に対向する一对の側壁が下方に向かって外向きに傾斜しており、この傾斜した部分が反射板 13 を構成している。また、器具本体 1 において、前後方向に対向する一对の側壁に、点灯モジュール 2 を固定するための固定片 14 が切り起こして形成されている」（【0032】）。その上で、「取付板 5 に設けられるねじ挿通孔…に固定ねじ 141 が挿通され、各固定ねじ 141 が固定片 14 のねじ孔 140 にそれぞれねじ込まれることにより、器具本体 1 内に収納さ

れた状態で点灯モジュール 2 が固定片 14 に固定される」 (【0033】)。

【図 2】



このように、本件明細書 5 の実施例においては、反射部材 6 は、器具本体 1 から
着脱自在な点灯モジュール 2 を構成する部材であり、器具本体 1 とは部材として別
個独立のものであることを前提として、取付板 5 に取り付けられることによって、
同じく取付板 5 に取り付けられた光源ユニット 3 と共に、点灯モジュール 2 を構成
するものとして器具本体 1 に固定されるものとされている。すなわち、この実施例
においては、上記のような「器具本体」、「光源ユニット」及び「反射部材」の関
係性をもって、「器具本体」が「光源ユニット」と「反射部材」を「保持する」も
のであることが示されているものと理解される。

他方、本件明細書 5 には、器具本体と反射部材とが一体の部材であり、機能ない
し状態において別個独立のものとして把握し得る構成が本件発明 5 に含まれること
をうかがわせる具体的な記載はない。

ウ 小括

以上のような特許請求の範囲及び本件明細書 5 の各記載によれば、本件発明 5 の

「反射部材」（構成要件 5B～D）は、「器具本体」とは別個独立の部材であることを要すると解されるのであって、器具本体と一体の部材である場合も含まれると解することはできない。

エ 原告 PIPM の主張について

5 原告 PIPM は、「保持」とは一定の状態の継続性に着目した用語であり、継続するための手段や態様を問うものではないこと、特許発明の技術的範囲は実施例に限定されるものではないこと、本件明細書 5 記載の実施例も、器具本体と反射部材が一体として把握されるものであること、溶接等により器具本体と反射部材とが一体化したとしても、本件発明 5 の作用効果を奏することなどを指摘して、反射部材と
10 器具本体が一体の部材である場合も、「反射部材」を構成し得ると主張する。

しかし、特許請求の範囲及び本件明細書 5 の記載によれば、「反射部材」につき「器具本体」と別個独立の部材であることを要すると解されることは、上記のとおりである。特許発明の技術的範囲が明細書記載の実施例に必ずしも限定されるものでないことは、一般論としてはそのとおりとしても、本件における上記解釈を左右
15 するものではない。

また、本件発明 5 の実施により各部材を取り付け、組み立てることによって 1 つの照明器具を構成する以上、取付及び組立後の状態をもって「一体化」したものと評価ないし形容することは可能であるとしても、そのことは、各部材が部材として一体であることを許容することを直ちには意味しない。

20 さらに、溶接等により器具本体と反射部材とが一体化したような場合、もともとは器具本体と反射部材は別個独立の部材として存在していたのであるから、この場合に本件発明 5 の作用効果を奏するとしても、本件発明 5 の「反射部材」につき器具本体と一体の部材である場合を含むと解する根拠とはならない。

その他原告 PIPM が縷々指摘する事情を考慮しても、この点に関する原告 PIPM
25 の主張はいずれも採用できない。

(2) 被告製品 6 に係る本件発明 5 の構成要件 5B～D の充足性について

被告製品 6 について、原告 PIPM が「反射部材」と主張する部位がいずれも器具本体と一体の部位であることは、当事者間に争いがない。そうである以上、上記部位は、本件発明 5 の「反射部材」に相当するものではなく、被告製品 6 は、いずれも、上記「反射部材」に相当する構成を有しないこととなる。

5 したがって、被告製品 6 は、いずれも、本件発明 5 の構成要件 5B～D を充足しない。また、これにより、被告製品 6 は、いずれも、「前記光源ユニットと前記反射部材との間に」「形成され」る「凹所」（構成要件 5D）に相当する構成も有しないこととなることから、本件発明 5 の構成要件 5H 及び I も充足しない。

10 そうである以上、被告による本件特許権 5 の侵害は認められず、原告 PIPM は、被告に対し、本件特許権 5 の侵害に基づく差止請求権及び廃棄請求権並びに不法行為に基づく損害賠償請求権のいずれも有しない。

2 まとめ

以上より、その余の点について論ずるまでもなく、原告 PIPM の本件特許権 5 の侵害に基づく請求は、いずれも理由がない。

15

以 上

別添 特許公報省略

枝番	器具本体			専用ユニット型番 (RAD-) (青はオプティカルタイプ)	逆富士形		下面開放形	反射笠付形	下面開放形(埋込)			白ルーバー形	空調ダクト回避型	トラフ形	ウォールウォッシャー形
	電力	器具品番	W:230		W:150	W:300			W:220	W:150					
(1)	LEDベースライト 110Wタイプ	ERK9585W ERK9640W ERK9560W ERK9562W	533NA/WA, 562N/NA/W/WA, 563N/W, 572DA/NA/WA/WWA, 594N/W, 600N/W/WW, 601N/W, 602N/W, 630N/W/WW, 636N/W/WW, 645W/WW, 701N/W, 710N/W, 711N/W	ERK9585W	ERK9640W									ERK9560W	
(2)	LEDベースライト 110Wタイプ	ERK9819W ERK9826W	533NA/WA, 562NA/WA, 572DA/NA/WA/WWA, 594N/W, 600N/W/WW, 602N/W, 630N/W/WW, 636N/W/WW, 645W/WW, 701N/W, 710N/710W, 711N/W				ERK9819W		ERK9826W						
(3)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9584W	494NA/WA/WWA, 496NA/WA, 553D/N/W/WW, 564N/W/WW, 595D/L/N/W/WW, 596N/W, 603L/N/W/WW, 605N/W, 637L/N/W/WW, 646W/WW, 647W/WW, 648W/WW, 661N/W/WW, 702N/W, 705N/W	ERK9584W											
		ERK9635W		ERK9635W											
		ERK9636W												ERK9636W	
		ERK9820W				ERK9820W									
		ERK9637W					ERK9637W								
		ERK9845W		ERK9845W											
		ERK9846W		ERK9846W											
		ERK9847W			ERK9847W										
(4)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9563W ERK9638W ERK9639W ERK9567W	498NA/WA/WWA, 500NA/WA, 554N/W/WW, 566N/W/WW, 597N/W/WW, 598N/W, 604N/W/WW, 606N/W, 650N/W/WW, 657W/WW, 658W/WW, 659W/WW, 660N/W/WW, 703N/W, 706N/W						ERK9638W		ERK9639W		ERK9567W		
(5)	LEDベースライト 20Wタイプ	ERK9566W ERK9642W ERK9641W ERK9561W	599N/W, 607N/W, 634N/W	ERK9566W							ERK9642W				ERK9561W
(6)	LEDベースライト 110Wタイプ	ERK9817W	533NA/WA, 562N/NA/W/WA, 563N/W, 572DA/NA/WA/WWA, 594N/W, 600N/W/WW, 601N/W, 602N/W, 630N/W/WW, 636N/W/WW, 645W/WW, 701N/W, 710N/W, 711N/W											ERK9817W	
(7)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9818W	498NA/WA/WWA, 500NA/WA, 554N/W/WW, 566N/W/WW, 597N/W/WW, 598N/W, 604N/W/WW, 606N/W, 650N/W/WW, 657W/WW, 658W/WW, 659W/WW, 660N/W/WW, 703N/W, 706N/W												ERK9818W
(8)	LEDベースライト 110Wタイプ	ERK9393W ERK9396W	527N/W, 528N/W, 533N/W, 534N/W	ERK9393W	ERK9396W										
(9)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9306W ERK9309W	493N/W/WW, 494N/W/WW, 502N/W/WW	ERK9306W											
(10)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9307W ERK9308W	493N/W/WW, 494N/W/WW, 495N/W, 496N/W, 502N/W/WW, 503N/W		ERK9307W				ERK9309W						
(11)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9310W	497N/W/WW, 498N/W/WW, 504N/W/WW								ERK9310W				ERK9308W
(12)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9311W	497N/W/WW, 498N/W/WW, 499N/W, 500N/W, 504N/W/WW, 505N/W										ERK9311W		
(13)	LEDベースライト 20Wタイプ	ERK9474W ERK9475W	542N/W		ERK9474W								ERK9475W		
(14)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9491W ERK9488W	(LEDユニット付きセット商品)			ERK9488W								ERK9491W	
構成要件	5A	光を放射する光源ユニットと,			○	○	○		○		○	○	○	○	○
	5B	前記光源ユニットから放射される光を照明空間に向けて反射する反射部材と,			●	●	●		●		●	●	●	●	●
	5C	前記光源ユニットと前記反射部材を保持する器具本体とを備え,			●	●	●		●		●	●	●	●	●
	5D	前記光源ユニットと前記反射部材との間に, 前記照明空間に向けて開口する凹所が形成された照明器具であって,			●	●	●		●		●	●	●	●	●
	5E	前記光源ユニットは, 基板に実装された 1 乃至複数の発光素子と,			○	○	○		○		○	○	○	○	○
	5F	前記基板が取り付けられる取付部材と,			○	○	○		○		○	○	○	○	○
	5G	透光性を有し且つ前記発光素子を覆うように前記取付部材に取り付けられるカバー部材とを具備し,			○	○	○		○		○	○	○	○	○
	5H	前記カバー部材は, 前記取付部材よりも外側に延出して前記凹所の開口面と重なる延出部を有し,			●	●	●		●		●	●	●	●	●
5I	前記凹所は, 前記光源ユニット並びに前記開口面と対向する内壁面が反射面となっていることを特徴とする			● (「前記凹所」に関してのみ)	● (「前記凹所」に関してのみ)	● (「前記凹所」に関してのみ)		● (「前記凹所」に関してのみ)		● (「前記凹所」に関してのみ)	● (「前記凹所」に関してのみ)	● (「前記凹所」及び「反射面」)	● (「前記凹所」に関してのみ)		
5J	照明器具。			○	○	○		○		○	○	○	○	○	

(別添)

被告製品 6 の構成 (原告 PIPM の主張)

5a 光を放射する LED ユニットと (別紙 3 物件説明書構成 6 - ①) ,

5 5b 前記 LED ユニットから放射される光を照明空間に向けて反射する反射板と (同構成 6 - ①) ,

5c 前記 LED ユニットと前記反射板を保持する器具本体とを備え (構成 6 - ①) ,

10 5d 前記 LED ユニットと前記反射板との間に, 前記照明空間に向けて開口する凹所が形成された照明器具であって (構成 6 - ②) ,

5e 前記 LED ユニットは, 基板に実装された複数の LED と (構成 6 - ④) ,

5f 前記基板が取り付けられる取付部材と (構成 6 - ④) ,

5g 乳白色のポリカーボネートからなり且つ前記 LED を覆うように前記取付部材に取り付けられるカバー部材とを具備し (構成 6 - ④) ,

15 5h 前記カバー部材は, 前記取付部材よりも外側に延出して前記凹所の開口面と重なる延出部を有し (構成 6 - ⑫, 6 - ⑭) ,

5i 前記凹所は, 前記 LED ユニット並びに前記開口面と対向する内壁面が白色塗装されていることを特徴とする (構成 6 - ⑮)

5j 照明器具 (構成 6 - ⑮) 。

20

以 上